

令和5年第1回
利根町議会定例会会議録 第3号

令和5年3月7日 午前10時開議

1. 出席議員

2番	山崎 誠一郎 君	8番	井原 正光 君
3番	片山 啓 君	9番	五十嵐 辰雄 君
4番	大越 勇一 君	10番	若泉 昌寿 君
5番	石井 公一郎 君	11番	船川 京子 君
6番	石山 肖子 君	12番	新井 邦弘 君
7番	花嶋 美清雄 君		

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町 長	佐々木 喜章 君
教 育 長	海老澤 勤 君
総 務 課 長	青木 正道 君
政 策 企 画 課 長	布袋 哲朗 君
財 政 課 長	蜂谷 忠義 君
防 災 危 機 管 理 課 長	亀谷 英一 君
税 務 課 長	大越 達也 君
住 民 課 長	松永 重生 君
福 祉 課 長	三好 則男 君
子 育 て 支 援 課 長	花嶋 みゆき 君
保 健 福 祉 セ ン タ ー 所 長	狩谷 美弥子 君
生 活 環 境 課 長	飯田 喜紀 君
保 険 年 金 課 長 兼 国 保 診 療 所 事 務 長	松本 浩睦 君
農 業 政 策 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	大越 聖之 君
建 設 課 長	中村 敏明 君
ま ち 未 来 創 造 課 長	清水 敬子 君
会 計 課 長	本谷 幸洋 君
学 校 教 育 課 長	中村 寛之 君

生涯学習課長 桜井保夫君
指導課長 丹 晴幸君

1. 職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 宮本正裕
書 記 荒井裕二
書 記 辰尾尚美

1. 議事日程

議 事 日 程 第 3 号

令和5年3月7日（火曜日）

午前10時開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時00分開議

○議長（新井邦弘君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議事日程に入る前に、一般質問についての確認事項を申し上げます。執行部には反問権を付与しております。議員の質問に疑問があるときは、反問する旨宣告し、議長の許可を得て反問してください。

次に、議員に申し上げます。会議規則第61条第1項の規定により、一般質問は町の一般事務についてただすものです。したがって、町の一般事務に関係ないものは認められません。また、町長のプライベートな内容など聞く場でもありません。通告に従い、十分にこれらのルールを遵守するようお願い申し上げます。

それでは議事日程に入ります。

○議長（新井邦弘君） 日程第1，一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

5番通告，8番井原正光議員。

〔8番井原正光君登壇〕

○8番（井原正光君） おはようございます。井原正光です。一般質問を行います。

私は、総合振興計画の実施計画について、中でも児童手当について伺ってまいります。

この金額は、将来を見据え、「みんなが住みたくなるまち とね」を目指し、将来像を示し、その実現に向かって実施計画をローリングしていく、そういうまちづくりを進めるということになっております。その中でも特に、この児童手当についてどうなのかなということに疑問を持ちましたので、お伺いしてまいります。

皆様御承知のように、政府では所得撤廃の方向で議論が進んでおりますが、政府で決められたからそのとおりにやっていけばいいということではなく、利根町自体が次世代社会を担う児童の健やかな成長に資するためには、各家庭における生活の安定を図らなければならないというふうに思っております。町としても独自に考えを計画し、実施していかなければならない問題であります。

これまで、町は、独自に多子世帯の子育てに対し手当を支給した制度、子育て応援手当、第2子50万円、第3子以降100万円をゼロ歳から15歳まで15年にわたり支給する制度を、令和元年度末に廃止いたしました。令和2年度からは、妊娠・出産祝い品の支給事業に切り替えました。この事業は、母乳育児用品の支給と出産祝い商品券の二つの支給があって、母乳育児用品については授乳服等3点セット、また商品券は町内商品券5万円を支給する、そういう内容でございます。

この新たな事業への切替えについて、町の説明は、この前の事業が、子育て応援手当は経費がかかり過ぎるからというようなことでの説明での廃止でございました。つまり、これまでの事業を続けていくと、将来、財源不足になり、赤字財源になるということだと思っておりますけれども、事業の実施については、何よりもその事業を行ったその成果が重要であります。さきの子育て応援手当についての成果等の説明はありませんでした。つまり、この事業がよかったのか悪かったのか、そういう行政の評価はしていなかったということになります。

このように、令和元年度には財源が枯渇するといって子育て応援手当を廃止し、令和2年度には予算がかからない、抑えられるからということで出産祝い品支給事業に切り替えました。事業を切り替えることはいいといたしましても、さきの事業での効果が出ていたのかどうなのか、検証することが非常に大事なことだというふうに私は思っております。

今でも今後も、町にとって何が重要かを考えたときに、人口の減少が進む中で子育て支援の充実を図ることは、町にとって一つの大きな大切な事業でもあります。それを財源がないからといって縮小するのではなく、なければ他の事業を削ってでも重要な子育て支援に充てるべきであるというふうに思います。

このような状況の中で、令和3年度には財政状況が改善されたとの認識で、町長は御自分の給料を大幅に引き上げました。私は、町の財政状況が改善したとは思っておりません。

年々町税が減少する傾向の中で、改善されたという認識は到底持てません。コロナ感染が広がって国からの臨時交付金がざぶざぶ交付されて、一時的に財政が潤ったような感じになって、これまでになく細やかに事業が実施できるようになって、いかにも財源が、財政が豊かになったような感覚に陥っているのではないのかなというふうに思っております。また、給料引上げの議論する前からあらゆる物価の値上げラッシュが報道され、予想されていたにもかかわらず、住民の生活を顧みず、御自分の生活に重きを置き、強引に給料を引き上げました。多数の議員も、その認識です。大変私は残念に思っております。これでは、利根町に住んでいる人にとって、幸福感などありません。また、移り住もうとする意識も薄れてしまいます。町は人を呼び込もうといろいろと努力はしていますが、遠のいてしまい、これまでの事業は全て無駄になってしまうというふうに感じております。

ただ一つ、評価する町独自の政策がありました。令和4年度に新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、子育て世帯を支援する制度であります。国が実施する低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金、ひとり親世帯分の受給者に国の5万円給付金とは別に、対象児童1人につき3万円1回限りとしておりますけれども、これを給付いたしました。同じく、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯を合わせて、食事等の物価高騰等を考慮して支給しました。よく配慮されたと思いました。

しかしよく見ると、先ほども申し上げましたように、財源はコロナ臨時交付金で、町の独自の自主財源ではありません。この給付については、担当者の知恵と工夫を凝らした取組によって予算が確保され給付されたことには、感謝をいたしたいと思えます。

ただ、今後どうするのか、続けるのか、交付金がなくなったらどうするのか、そういう大変不安があります。今年も昨年の2倍くらい物価の上昇が続きます。臨時交付金の交付がなくなったら、また独自の給付は廃止してしまうのか。物価はどんどん上がる、公共料金も値上げされる中で、子育て世帯の環境はますます悪化していくものと思えます。

そこで、これらの子育て世帯に対し、確かな実施計画が必要だと思えます。子育て世帯はもとより、これから新しい生活を始める方々にも希望持って利根町で生活できるように、町の子育て計画を示すことが大変重要だと思えます。新型コロナの臨時交付金を財源とする計画ではなく、自主財源による長期にわたっての自主計画、この計画を示すことによって、少しでも出生数が、あるいはまた移り住む人が多くなることを期待しておりますので、町長のお考えをお聞きしたいと思えます。

○議長（新井邦弘君） 井原正光議員の質問に対する答弁を求めます。

花嶋子育て支援課長。

〔子育て支援課長花嶋みゆき君登壇〕

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） それでは、井原議員の御質問にお答えいたします。

児童手当とは、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とされております。

この児童手当につきましては、現在、国において児童手当の拡充、範囲などについての活発な議論がされている最中でありますので、現段階において、町としては今後の国の動向、方針について注視してまいりたいと存じます。

次に、令和元年度で廃止いたしました利根町子育て応援手当支給事業の廃止に至る経緯につきまして改めて概略を御説明させていただきますと、利根町子育て応援手当支給事業は、多子世帯に対する経済的支援として、第2子出産で50万円、第3子出産で100万円を15年間の分割で支給するといった制度でしたが、実施していた9年間に出生数において顕著な事業効果を得ることができなかったことや、第1子からを対象とする新たな支援策への見直し案について保護者へのアンケート調査を行った結果、廃止に賛成の声が多数となったことなどから、事業の廃止に至りました。

そして、翌年度から、新たにこれから出産する妊婦及び生まれた第1子から全ての子供を対象とした利根町妊娠・出産祝い品支給事業を実施し、現在に至っております。この利根町妊娠・出産祝い品支給事業は、妊娠時に授乳服、出産時に利根町共通商品券を5万円分支給しており、受け取った町民の方々からは、授乳服は便利でとても使いやすいやとても助かっていますなど、大変御好評の声をいただいております。現金ではなく町内でしか使えない商品券にすることにより、町内での消費活動の活性化にもつながっているものと考えております。

また、今年度は、長引く新型コロナウイルス感染症による収入減少や食費など物価高騰に直面している低所得の子育て世帯を支援するため、ひとり親世帯への生活支援特別給付金やひとり親以外の低所得の子育て世帯生活支援特別給付金として、国において、それぞれ児童1人につき5万円支給いたしました。町におきましても、地方創生臨時交付金を財源として、国事業と同様の支給対象者に町単独の上乗せ事業として、児童扶養手当の受給者等であるひとり親世帯と、住民税均等割が非課税等であるひとり親以外の低所得の世帯それぞれに児童1人につき3万円の支給を行っており、低所得の子育て世帯の経済的支援を図っております。こうした給付金につきましては、国から臨時交付金等が新たに交付されることが決定しましたら、子育て世帯に対する効果的な事業を検討してまいりたいと考えております。

子育て世帯に対する総合振興計画の実施計画につきましては、子育て家庭への経済的支援として、子育て応援手当の支給決定を受けている御家庭には、支給対象期間の15年が終了するまで、今後も継続して支給してまいります。また、妊娠・出産祝い品支給事業につきましても、継続して実施していく計画となっております。

支給するだけでなく、現在3歳からの保育料は無償ですが、ゼロ歳から2歳児までの保育料を4割町で負担したり、多子世帯の保育料の軽減をしたり、そのほかの事業におきましても、保護者の負担軽減の支援を行っております。

また、実施計画では、令和5年度から第3期子ども・子育て支援事業計画の策定に取り

かかるため、子育て世帯へのアンケート調査を実施し、子育て家庭がどのような事業をどれぐらい必要としているのかを把握し、令和6年度に支援事業の提供体制を効果的に整えた事業計画を策定する予定となっております。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 今、お聞きいたしましたけれども、これからだというようなことだと思いますけれども、子ども・子育ても含めたこの児童手当、今後の利根町あるいは日本の人口減少と深く関係するもので、大変重要な政策であるというように思っております。

それで今、利根町ではといいますか、低所得の子育て世帯、ひとり親世帯以外の低所得者の子育て世帯も含めた中で、今回このような措置を取られたということは、私は評価しております。先ほども冒頭に申し上げたとおりでございます。

そこでちょっと深く掘り下げてみますと、この低所得という言葉、これが住民税の非課税ということに限定されると思うのですけれども、実はその低所得というのは、別に住民税が非課税という、その言葉だけではないのですね。もともと低所得という広い意味では、いわゆる固定資産税あるいは国民健康保険税等の減免対象者等についてもこの言葉が当てはまることなので、もっともこの範囲が広がっていくというように思います。私も考えた場合に、以前この場でもって質問をいたしました準要保護児童等のことを申し上げて、教育委員会では一定の生保基準の拡大を図っていただいたということで、これは感謝しておりますけれども、まだまだ拡大する余地があるというふうに私は思っております。そういうことで、今回の低所得者、低所得という意味、住民税が非課税という、非課税世帯、そういう範囲がこの準要保護児童等を包括しているのかどうなのかというのが一つ疑問を持っているのですね。

今回は質問の項目に挙げていないので答弁は結構なのですが、今後もこの準要保護児童の生保のこの基準の拡大に向かって、私はやっていただきたいというのと、もう一つは、この所得を基準とした非課税世帯というその意味、この所得という意味が単なる町の行政だけではなくて、町の教育行政においても教育委員会の中で所得の上限というのを決めたらどうなのかなど。この行政とは別に、教育委員会独自としての所得制限、上限はどうあるべきかということをやはり議論してほしいというふうに私は思うのです。それは昨日も質問が出ておりました私、聞いていたのですけれども、これは答弁は結構なのですが、私の話だけ聞いていただいて。

昨日もコミュニティ・スクールの話が出ておりました。そういった中で、教育長は、コミュニティ・スクールと、もう一つはこれまでの学校運営協議会、双方を両立させていくのだというような答弁をされていたかと思うのですけれども、私は、この学校運営協議会の今まで、そういう批判はしてはいけないのですけれども、マンネリ化した中よりも、コミュニティ・スクールのその中で、こういった準要保護児童の基準などをテーマとして挙げて議論していただければなど、そうすれば所得の制限等の話まで出てくるというふうに

私は思っております。これは、ただ一つの提言で聞いておいていただければ結構です。

それで今回、この町で一律で支給している1万5,000円、1万円云々の細かい点があるのですけれども、気になるのは、小学校から中学校になると一律1万円になってしまうのですよね。1万円。今まで1万5,000円だったのが、中学になると1万円になってしまうのですよ。何でこれ、私は、年齢が上がれば、中学校に行くほど経費はかかると思うのですよ。なぜここで1万円に落とすのかなと、一つ疑問があるのですよ。

どうなのでしょう。お答えください。

○議長（新井邦弘君） 花嶋子育て支援課長。

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） それではお答えいたします。

児童手当制度は国の制度でして、なぜ1万円になるのかといったことは、こちらでは分かりかねます。それで今、首相がおっしゃっておりますので、児童手当のほうはいろいろ議論が進んでおりますので、改正される可能性もありますので、国の動向を見ていきたいなとこちらでは思っております。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 今、私が申し上げましたのは、確かにそれは国の基準ですよ。しかし、私が今言おうとしているのは、いわゆる子ども・子育て応援手当と町が独自でやっていたものから、今度は臨時交付金に切り替えて、町の体制が薄くなった。そうでしょう。これは、国の基準であっても、これは少し、中学生になってなぜ少なくなるのかな、経費がかかるのだろうなと思ったら、町自体で独自で政策を組み込む、そういうことをなぜ考えないのかと、そういうことなんですよ。

町長、どうですか。もしお考えあったらお答えください……。時間がもったいないから結構です。

ぜひ、ローリングしながら実施計画の中で示していただきたいというふうに私は思っております。

町の計画をいくらか読ませていただきますと、児童手当を含めた中で、町でもいろいろ国の子育て支援法、法律に基づいていろいろやっておるようなのですけれども、法に基づく、先ほど冒頭に言っていますように、法律で決められているからそのとおりにやるのではなくて、町の実態に合わせて、国の政策がこの町にとって実態に合わないのであれば、その合わない部分を町で独自で支援する、それが行政なのです。だから、そういう点を、ぜひとも私はやっていただきたいなというふうに思っております。

また、あちこち行ってしまっただけで申し訳ないのですけれども、教育委員会のほうでも子供手当等の子供に対する、あるいは家庭に対する支援が、いわゆる親方とか、あるいはペアレントクラシーというのですか、親によって子供の格差ができるという社会に今なりつつあるというような状況があるのです。ですから、それを十分に、今後学校が新しくなる

のですから、その際ではないと新しい方針というのは切り替えられないので、それをぜひお願いしたいというふうに私は思っております。

先ほど言い忘れていたのですけれども、ひとり親世帯、あるいはひとり親世帯以外の低所得者への支援、これを町独自でそういう項目をつくったのがいいのだけれども、そのつくった手当が、あくまでもその国の臨時交付金によって賄われているということが、私は問題視しているのです。ですから、こういういい制度ができて、やろうとしているその姿勢は分かるのだけれども、国からの臨時交付金がなくなったらこれでやめてしまうのかなと。それでは何もならないのですよ。財源がないから、予算がないからではなくて、それは、利根町にふるさと応援等の資金が来ているのではないですか。そういうのを使って、利根町ではこういうのをやっていますよということになれば、私は、少しは利根町のイメージも変わって、利根町に移り住もうとする、そういう人間が増えるのではないかということで、今ここで申し上げているわけなのです。

総合的なことについて、町長にお聞きしなければならぬので、考えをお聞かせください。

○議長（新井邦弘君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 先ほど井原議員言っていましたけれども、中学生になったら1万円になってしまうというようなことを言っていましたけれども、3歳から小学校修了前まで1万円出しております。3子以降は1万5,000円出していて、中学生になったらまた1万円出すというようになっております。その辺は、そういうふうに決まっております。

ふるさと納税ですが、ふるさと納税使えばいい、ふるさと納税というのは、寄附者がこれこれこういうものに使ってくれと要望を出してきているのですね。ただ何にでも使ってもいいよというようなお金ではないので、寄附してくれた人のお気持ち、そういうのを私は大切にしたいと思います。

井原議員おっしゃるとおり、町民が本当に過ごしやすくなるように我々も努力しますので、議会の皆さんも本当にみんなで議論して、そういうものをつくって出していただければいいのかなと、そういうふうに思っております。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 今、ふるさと納税のほうの話に行ってしまうのかなと危惧したのですが、とにかく町独自で町のPR、国でも今一生懸命やっているのですから、各自治体も力を入れてやるべきだということで、ただ単なる昨年度からの実施計画のローリング、これはしないでほしいのですね。もう前年度は、臨時交付金でもってやった事業実施ですから、それをまねするというはできないということは、今の答弁で分かりました。分かりましたが、町独自でそれを続ける計画、それをぜひ示していただきたい。

いろいろ町の子育て等の計画があるのですが、いろいろ項目があります、目標なりなんなり、文言にあるのですが、その文言はそれとして、それを実施するための予算措置、例

えばさっき言ったように、1万5,000円とか1万円とかという、そういう数字は示されていないのですね。ただ、目標だけ文言だけ。ですから、国で今回1万5,000円とか1万円とかという、そういう数字があるのですから、その数字を基にした、町で国のやられている事業のちょっとおかしい、これはこういうふうに付け加えたほうがいいなというその部分を含めて、数字的に実施計画の中に乗せるべきだと思いますので、ぜひこれはお願いしておきたいと思います。

その辺どうでしょうか。やる気があるのかないのか、その辺だけお聞きいたします。

○議長（新井邦弘君） 花嶋子育て支援課長。

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） 国のほうでは4月からこども家庭庁ができて、こどもまんなか政策が始まります。4月以降に国からもいろいろな政策が出てくると思いますので、それを注視しながら、町としましても検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 次に、通告してあるのは土地活用ということではありますが、今、利根町でも、あるいは日本中で大変懸案事項になっております広域強盗事件について、先に町の見解を求めたいというふうに私は思います。

広域強盗事件についてなんですけれども、刑法などに触れる刑法犯の認知件数、2002年度約285万件あったというのですね。これをピークに年々減り続けていって、2021年には約56万件、戦後最少を更新したというようなことがあります。しかし、この犯罪は減り続けているのに、なぜ人々は、我々は安心して暮らしているという、そういう実感が持てないか、そういう体感治安の悪化が今叫ばれているのですね。

そのようなときに、2022年5月、日本で発生している同一グループによる連続強盗事件で、当時フィリピンの入国管理局、ビクタン収容所に収監中であつた、よく分からないのですけれども、ルフィとかキムとか、あるいはまたビウボスと呼ばれている男が実行犯を束ねていたとされ、被害総額が60億円、しかも日本国内では14都道府県で五十数件、六十数人が逮捕されたということが報道されております。利根町の隣の龍ヶ崎でもこれに関連した事件が起きていると。そういうことで、利根町でも十分に起こる可能性があります。

大勢の人が治安に不安を感じている中で、町民の命と財産を守る、町長、これは、町民に対してやはり注意喚起の声明を出す、声明まで言わなくても、そういう言葉を発する必要があると思ったので、今回一般質問という形にさせていただきました。

町長の答弁を求めるものであります。

○議長（新井邦弘君） 亀谷防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（亀谷英一君） 県内でも近隣の龍ヶ崎市、つくば市において、同じ日に強盗事件が連続して発生するなど、町民の皆様におかれましては不安を感じている方も多いと思います。過去の強盗事件では、事前に資産状況を尋ねる犯行予兆電話、いわゆ

るアポ電が被害者宅にあったことが確認されております。また、今年2月2日から8日にかけて、茨城県南地域においてニセ電話詐欺多発警報が発令されたことと併せまして、防災行政無線、行政アプリ、情報メール、ホームページにて、不審な電話への注意喚起を図ったところでございます。

また、日頃より、利根町防犯連絡員の皆様や各地区の防犯ボランティアの皆様による防犯活動を行っていただいております。この場をお借りして、深く感謝を申し上げます。加えて、管轄する取手警察署においても随時パトロールを行っております。町民の皆様の不安を少しでも緩和するべく、取手警察署利根地区交番並びに防犯連絡員の皆様と連携しながら、さらなる注意喚起を図っていきたいと考えております。また、茨城県警による防犯対策や地域の犯罪情報などを配信するサービス、ひばりくん防犯メールへの登録も推奨していきたいと考えております。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 町長からの言葉がなかったのが大変残念ですね。

私も調べてきましたら、今年に入って、1月末まで1か月間だったのですけれども、利根町で3件の事件の届出があったということでございます。1件目は車、2件目は電話詐欺、3件目は窓から侵入したその3件。そのほかにも話を聞くと、いろいろな不審者による行動があるのですよね。皆さん大変不安がられている。

私が聞いた話などでは、家の中に入られて、いろいろ金券まではいかなくとも何か盗まれたとか、あるいは、また一番多いのは電話ですかね。私のところも電話、何回かかかってまいりました。要するに有料電話の未納について裁判を起こすというようなこと、あるいは東京電力とは言わなくても何かそれに似通った中での、要するに料金の改定をどうするかというようなことで、御家族が何人いるかというような、だんだん誘導されてしまうのですよね。もう少し料金が安くなりますよということ、この電話で連絡していいんですか、この電話でいいですよということになってしまうのですよね。

何で最初から私の電話を知っているのかという、そういうことに疑問を持たないで、ついつい話に引き込まれていってしまう。そういうことで、一番の問題はその名簿が流出する、もちろんプロでもって名簿を売買している国に届けている業者もあるのですが、それ以外の名簿、町内会の名簿、同窓会の名簿等、いろいろ流出しているというようなことがあります。

これは、皆さん方ももう既に耳にしていることとは思うのですが、茨城県警では、この3月1日から防犯アプリ「いばらきポリス」、これが始まりでしたね。こういうことで、マップ、要するに犯罪、不審者、交通事故、ニセ電話詐欺の発生情報を公開している。あるいは、パトロール機能、見守るボランティア活動等、こういうパトロール状況も確認できる、こういうアプリ。あるいは、防犯ブザー、不審者撃退、家族などに位置を知らせて

助けを求めることができますと、こういうことですね。警察では、こういったことですがダウンロードして、これを活用してくださいと、こういうPRしているのです。これは行政のほうも早く来ていると思うのですよね。私も警察に行ってもらってきたのです。いろいろ調べてきたのですよ。利根町の事件発生がどうなのか、警察でどういう行動を起こしているのか、行政とどういうタイアップをしているのか。昨日もいろいろそれを守るための防犯灯といいますか、いろいろな設置等についてのお話が出ておりましたけれども、その設置は設置でそれは大変役に立つことはあるのですけれども、性能がよければ性能がよいほど大変お金もかかると。お金がかかれば、どうしても町でもそれを助成しなければならない。個人ではなかなか負担し切れないという、いろいろな問題というか、課題が発生してまいります。

そういったことで、これは担当課長の答弁ではなくて、ちゃんとした、町長が町民の生命・安全を守る意味から答弁するべきですよ。ただ、担当課長がどうのこうのという問題ではない。どうでしょうか。あるいは今、担当課長からお話がありましたように、そういった防犯連絡員とか何とかの活動を、それを促したというお話がありますけれども、そういうことだけではないのですよね。いろいろその周知方法はある。全国であまりやっていないかもしれませんし、また私は調べはしていませんけれども、やはりあの再三言うように、住民の生命・安全を率先して守るのは町長の役目ですから、町長、何らかの注意喚起をこの場でぜひ発していただきたい。

お聞かせください。

○議長（新井邦弘君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 全くやっていないわけではございません。議員が知らないだけで、町では、10月3日にランドルームにて取手警察署生活安全課と防犯連絡員による店頭での防犯に関する啓発品の配布活動、そういうこともやっておりますし、1月22日、文化センターにて区長会主催の防犯講演会を行い、県警本部生活安全総務課の職員を招いて、資料、茨城防犯ファイル等を用いた地域の犯罪状況や実演を交えた防犯対策を講演していただきました。

防犯活動は、警察によるパトロール、これは今徹底しています。利根町防犯連絡員による防犯パトロールは、毎週土曜日15時から16時行っております。それに先ほど課長からも答弁ありましたが、ひばりくん防犯メール、県民の皆様が身近な犯罪から身を守るために必要な犯罪の発生、防犯対策情報や子供、女性に対する声かけ事案状況、交通事故情報、県警からのお知らせなどを希望者のパソコンや携帯電話にメールで配信するサービス、受信希望情報や受信希望警察署を選択できます。これらのことで、子供、女性対象の犯罪、声かけ、ニセ電話詐欺情報、その他の犯罪情報、行方不明者等情報、交通事故情報、あとは、県警からのお知らせなども、このひばりくん防犯メールに入っております。

こういうことで何かあった場合には、関係課長を集めていろいろ話合いをして、町民に

は知らせております。実際にコロナ禍の最初の頃、職員が一丸となって、皆さんに知らせるために、職員がポスティングをやったり、今までなかったことです。我々はそういうふうにして、重大なことが起きれば、起きる前にそれを防ぐために、いろいろ行動しております。ただ考えているだけではないです。考えているだけは誰でもできるのですよ、言うことと。でも、行動しているということを改めて言うておきます。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 町長が注意喚起を最初に出す、これが一番重要かと思います。利根町もいろいろやっていることは分かるのですけれども、この前、NHKのクローズアップ現代ですか、あれでも放送してありましたね。皆さん見られた方が多いと思うのですけれども、強盗に遭遇したら、基本的には抵抗しないのだと。大金は自宅に保管しないのだと。また、逃げ場の確保、それから窓に補助鍵をつけるんだというような、こういったことを言うておりました。こういうことを無線で、いろいろ各地区あるのですから、ああいうところで流す、あれは何のための基地なのか、よく分からないですね。そういうことも利用しながらやっていただきたい。

先ほども申し上げましたように、名簿の流出なのですが、私一番恐れているのは、災害対策法での要するに名簿の流出、要するに弱者の名簿、要介護等の弱者の名簿、これがどういうふうに管理されているのかというのが気になるのですね。これらのこの名簿等が流出されると、なお犯罪が増えるような感じがするので、どのように集約して管理されているのか。そのほかの名簿の提出といいますか、そういうのはどういうときにされるのか。

これは、地域防犯計画によって定めるということになっているかと思うのですけれども、この辺分かりましたらお答えください。

○議長（新井邦弘君） 亀谷防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（亀谷英一君） 現在、要支援者名簿については、福祉課のほうで管理させていただいております。

今の状況ですと、災害があったときは、それが情報を出せるということになっておりますので、今、災害が起きる前の準備の段階で、そういった情報が出せるように、福祉課のほうで今考えていただいているところです。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 時間がなくなってきましたので、短い問題から。

今度は、これは町長にお聞きしたいのですけれども、議会報告会、2月4日、文化センターで行われましたけれども、このときは、事前質問者3名を含めて22名の方が参加がありました。その中で気になる点があったので、今回お聞きいたします。

その中に出席した議員から、副町長を置いていないのは利根町だけだと。700万円ぐらいかかるけれども、災害発生時の対応が困難なのでというようなお話があつて、その必要性を説いておりました。議会報告会の中で町民に向かって述べたことに対して、私、違和

感があるのですよね。なぜかといいますと、この内容を見ますと、これは非常に重要な人事案件なのですね。重要な人事案件を、議員がそれを、その事件が、議案というか、提案がされていない事件について、それを述べるというのは、私はこれは大変不信感を持っているので、何らかの条例が成立したので早めにこれを設置するように、提案がしたときにスムーズに行くようにというようなお話がされたのかどうか、その辺、町長にお聞きしたいです。

○議長（新井邦弘君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） まず結論から申し上げますと、2月4日に開催されました議会報告会に際し、私から特定の議員に対し、副町長に関することやそのほかの事項について、事前に何らかの打合せを行ったこと、また発言を依頼した事実はございません。

議会報告会につきましては私もYouTubeで視聴いたしまして、内容については確認しておりますが、井原議員の質問されている副町長に関する発言は、議会報告会最後の部分のことを指しているのかなと考えております。

その部分の内容ですが、まず石井議員が人件費と町税関連の話をされ、その流れで副町長のことに触れております。副町長を置ける状態にあるのに置かないのは財政的な要因で置いていないのかなという趣旨の発言をされております。この後、船川議員と山崎議員が副町長に関する内容の発言をしております。お二人の発言の中に、井原議員の質問の内容が含まれておりました。こちらは令和3年第4回利根町議会定例会において、利根町副町長定数条例の採決の際、質疑で私がお答えした内容や討論において議員が発言された内容と同じ趣旨のものでございます。議会報告会では、さらにその後、井原議員御自身も続けて御発言されており、当日その流れをよくお分かりになっているとは思いますが、YouTubeで再度御覧いただければ、事前の打合せなどによって特定の議員が副町長に関する発言をしているような流れではないことが確認できると思います。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 今、町長の答弁でうなずいておられる議員もおったようでございますけれども、あくまでこれは人事案件ですからね。人事案件なのですよ。しかもさきに成立したまちづくり条例にあるように、重要なことについては、まず住民に議会に手順を踏んで、その必要性を話すべきだと。議論はまず、議会ですべきなのです。

○2番（山崎誠一郎君） 賛成討論やっていましたよ。私やりました。賛成討論で。

○議長（新井邦弘君） 静粛に。山崎議員、静粛に。

○8番（井原正光君） 私が発言中に妨害しないでください。

○2番（山崎誠一郎君） 言いがかりを言っているのです、私が今言いました。

○議長（新井邦弘君） 山崎議員、注意します。

○8番（井原正光君） 注意してください。

○2番（山崎誠一郎君） 言いがかりです。

○ 8 番（井原正光君） 注意してください。

○ 2 番（山崎誠一郎君） 注意受けます。

○ 8 番（井原正光君） 注意してください。

○ 議長（新井邦弘君） もう一度話したら退場になりますので、お願いします。

○ 8 番（井原正光君） ですから、さきの条例にもあるように、もう 1 回言いますけれども、まず住民に議会にその手順を踏んで、なぜ必要なのか、そういうことを先に話すべきなのですね。

今、町長がお話、答弁した中で、いろいろなずき、今も発言がありまして、このようにされているということは、相当濃密に打合せをしているからこういう発言があるのであって、普通の議員はなかなかここまで発言できない。そうかな。出てきたときに、誰が、それが提案されるのか、そのときに議論しよう、考えてみようというのが、普通の考え方なのです。

また、先ほど申し上げましたけれども、さきに成立した条例、これは最高の法規ですから、この条例の趣旨にのっとり、議員自ら住民に説明できるようにすること。いわゆるきちんと条例に乗かって手順を踏んで、重要な案件は住民とともに、議会も含めて、議論し成立させていくべきだというふうに思います。

これはここでもって終わりますけれども、とにかく私は、人事案件等については、これはあくまで提案された時点、あるいは示された時点で議論するべきだと、その前に知るとするのはおかしい、はっきり言って、そういうことで……。

○ 2 番（山崎誠一郎君） 議案提案されているじゃない。その前に知っている……。

○ 議長（新井邦弘君） 山崎議員、静粛に。

○ 8 番（井原正光君） そういうことで……。

○ 2 番（山崎誠一郎君） 議長席を見なさいよ。

○ 8 番（井原正光君） 人の発言に対して、そういう暴言吐くということは……。

○ 2 番（山崎誠一郎君） 言いがかりだから言ったの。事実じゃないから言っているの。

○ 8 番（井原正光君） そういう発言というのは、大変いけないことなので……。

○ 2 番（山崎誠一郎君） 言われて困っているのでしょうか。

○ 議長（新井邦弘君） 山崎議員に申し上げます。発言中でありますので、静粛に願います。

○ 2 番（山崎誠一郎君） いい加減にしてくれというのは、本当に。

○ 8 番（井原正光君） 議会をこういうふうに乱すのは、議長、退席させるくらいのそういう態度取ってくださいよ。発言を。私もせっかく与えられた時間なくなっちゃうのですから。

○ 2 番（山崎誠一郎君） 事実を言ってもらいたいと言っているのです。

○ 議長（新井邦弘君） 山崎議員、もう一度言います。静粛に願います。今、井原議員の

発言中なので、よろしく申し上げます。

○8番（井原正光君） 私の質問中なのでありますから。時間がなくなってしまったのであれなのですけれども、土地利用の活性化についてです。これも利根町について、大変重要な課題であるし、問題なのですね。

さきの小学校統合についても、前回の議会の中で私は申し上げたのですが、今後の土地利用の中で、果たして今新設される利根小学校、あそこでいいのかどうなのか。住民からは、大変危険な場所であると。一つは、水害であるというような話が出ております。子供たちを安心して学べる場所、保護者が安心して子供たちを送り出すことができる場所というのは、布川台しかないと思うのです。高台しかないと思うのです。ですから、今、布川神社等の裏、あそこは元小学校、中学校があったところなのですが、あそこに将来は小学校を持ってきて、子供たち学校に預けているのだから、水害等、災害等、これは大丈夫なのだ、迎えに行かなくても学校にいれば大丈夫なのだ、安全なのだというような場所、これが布川台だというように思うのです。

あそこをウェルネスに売却するというような行政の話が進んでいるようなのですが、これをもう一度考え直して、総合計画の中で、利根町であるべき安全安心なまちづくり、学校も含めたあらゆる施設等について、もう一度再検討したらどうなのか、そういうふうにするのですよ。ただ大学に売るばかりでは、それでお金を得るばかりでは能がないので、この利根町の将来を考えた場合には、その辺まで言及して細かく議論する必要があるというふうに私は思っているのですよ。

その辺について、どうしてもこれは町長のお考えをお聞きしておかなければならないので、別に今は小学校について申し上げましたけれども、そのほかにも雇用の問題、利根町になぜ若者が移り住まないのかということ、やはり土地利用です。昨日も出ておりましたけれども、昨日は農地法関係で出ておりましたけれども、都市計画法、都市マスを含めた中で、町がその方向性を決めておかないと、これは県で国でも納得しませんから、そういうことで、その総合計画をしっかりと、しっかりとですよ、今回のまちづくりの条例にのっとり人選を選んで、そして今後の町どうするのか。人口問題、学校問題、雇用の問題、いっぱいありますよね。それを一つ一つテーマごとに1年なり2年なりかけて議論していくべきだというふうに私は思うのですが、いかがでしょうか。

あまりきょろきょろしないで、どうぞ前を向いてください。私のほう見ていてもしょうがないので。町長、ぜひ御答弁をお願いいたします。

○議長（新井邦弘君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） お答えをいたします。

今の場所が水害で非常に危険だと、そんなことを言っている方がいますが、利根川は切れたら本当に利根町全部沈んでしまいます。今まで太子堂小学校、布川小学校、それを認めてきた。町民の皆さんもニュータウンの皆さんも布川の皆さんも、議員の皆様方も認め

てきたのではないですか。あそこが一番安全だといって、布川小と太子堂小学校統合したのではないですか。安全で。

布川台の話ですけれども、布川台に小学校を移転させることについてですが、今現在、4月の統合に向けて、児童の保護者の皆様をはじめ、地域住民及び教職員の皆様の力をお借りしながら準備を進めているところで、移転するという考えはありません。

土地の利活用につきましては、第5次利根町総合振興計画の土地利用基本構想の中で、地区の特性を勘案しためり張りのある土地利用を基本的な考え方として、六つの基本方針を掲げております。また、前期基本計画の中では、基本的な土地利用としまして、都市計画マスタープランなどと整合性を図りながら、総合的、計画的に土地利用を推進など施策の方向性、主な取組について示しております。令和7年度から令和12年度までの後期基本計画の策定に当たりましては、令和5年度に総合振興計画審議会を設置し取り組んでまいりますので、土地利活用の部分につきましても検討してまいります。

○議長（新井邦弘君） 井原正光議員の質問が終わりました。

暫時休憩といたします。再開を11時15分とします。

午前11時02分休憩

午前11時15分開議

○議長（新井邦弘君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○2番（山崎誠一郎君） 議長。

○議長（新井邦弘君） 山崎議員。

○2番（山崎誠一郎君） 発言をお許してください。提案があります。

○議長（新井邦弘君） 提案。

○2番（山崎誠一郎君） 動議です。

○議長（新井邦弘君） 何の提案になりますか。

○2番（山崎誠一郎君） 先ほどの井原議員の意見に対する……。

○議長（新井邦弘君） 一般質問ですよ。

○2番（山崎誠一郎君） 一般質問である件に対して、私の発言をお許してください。

○議長（新井邦弘君） 一般質問の、井原議員に対するどういった発言の内容をちょっと言ってください。

○2番（山崎誠一郎君） 内容に対して、言いがかり等いい加減な事実でないものが含まれておりましたので、その点に対して……。

○議長（新井邦弘君） それだとアバウトになってしまうので、井原議員の一般質問のどんな内容に対して発言をしたいんですか。その内容だけ先に言ってください。

○2番（山崎誠一郎君） 議会報告会に対して、私が人事案件のことを言ったつもりは毛頭ないのにもかかわらず、人事案件という話で進めたことに対することです。

○8番（井原正光君） 日程どおり進めましょう。

○議長（新井邦弘君） 今の山崎議員の意見に賛成する方いらっしゃいますか。

〔賛成者挙手〕

○議長（新井邦弘君） では、山崎議員の発言を許します。

〔2番山崎誠一郎議員登壇〕

○2番（山崎誠一郎君） 山崎でございます。ライブ中継御覧の皆様は、しっかり事実をお伝えしたいと思っております。

先日の議会報告会に関しましては、最後のほうで条例に関する案件が出ました。石井議員の話から進められた案件でございますが、私はその際に、議員の報告を町民の皆さんが求められたということで、私は手を挙げて答弁をいたしました。私は、副町長を置ける、副町長を置けない条例を置けるようにした、全国でも珍しい、非常識というか恥ずかしい条例を元通りにした際に、この場で提案がされたので、賛成討論をした記憶がしっかり覚えております。その際、私は議員に当選した際に、なぜ利根町には副町長がないのかという質問、勉強をしたときに利根町には置けないようになっているのだという答えが返ってきたことを覚えております。勉強中に、その際、何てばかな恥ずかしい条例なんだと私はつくづく思った次第でございます。

もし町長が倒れた場合に、町長が不慮の事故で入院とかされた場合に、誰が責任者となるのだと。そういった場合、質問したときに、総務課長、職員の方が職務代理者になるという答えが返ってきたので、それは責任上の問題、危機管理の問題で、それはあり得ないだろうということで、副町長を置けるように変えてもらいたいとずっと思っていました。その後2年ほどたちまして、執行部のほうから、その提案がされました。私は、その際の賛成討論で、やっと出してくれたんだなど。これで、茨城県の44自治体、全国の1,700自治体のようにまともな自治体になれるんだなという思いで、あのときに賛成討論をいたしました。

その前に町長の説明で、町長は今、置くつもりはない、配置するつもりはないという答弁でございましたから、私は賛成討論において、町長は先ほど置くつもりはないという話でしたが、私は今までの人生で会社勤めをやってきて、危機管理をずっと身近に感じていた人間として、今すぐにでも置いたほうが良いと私はそのときの賛成討論にいたしました。それをこの間の先日の議会報告会において、その質問が出たので、先ほど人事案件だなどとおっしゃいましたが、全くそんなつもりはなくて、危機管理の観点から、私は町民の皆さんに対して、私は先ほどの話をさせてもらったつもりでおります。

執行部のほうとそんな話をしていたのだろうと、そんなものは言いがかり以外何ものでもなくて、私は、危機管理の観点、組織の防衛の観点で、責任ある町、責任ある執行部、責任ある首長は、やっと町長がその責任を果たしてもらってよかったなという思いで、町民の皆さんに発言した次第でございます。

人事案件などは全くあり得ないことで、危機管理、組織の長、町長は危機管理が一番なのです。安心安全を守るのが、町長の最大の仕事であります。それを置けない条例をつくらした人間に、私は言われたくありません。

以上のことで先ほどの発言に関して、私は事実を、真実を申し述べさせていただきました。以上です。

○議長（新井邦弘君） ちょっと待ってください。山崎議員に確認します。

今、いろいろな自分のそういう話はしたのですけれども、要は、先ほど井原議員が言った、この副町長を置くことは人事案件だということに対して不穏当ということではないのですよね。

○2番（山崎誠一郎君） はい。

○議長（新井邦弘君） それは結局、副町長の条例案ということで、それをすり替えたという。

○2番（山崎誠一郎君） そういう質問でございますから。

○議長（新井邦弘君） そういうあれですよね。

今、山崎議員から、井原議員の発言中の人事案件というのは不穏当と認められるから記録を議長に削除してくれというふうに取り上げていいのですかね。

議長において後刻、今日はあれです、記録を調査して措置することにします。

井原議員。

○8番（井原正光君） いいですか、発言を。

○議長（新井邦弘君） 先ほども言ったように、何の発言に対して、内容に対して発言しますか。そういう反論とかではなくて、例えば今言ったように……。

○8番（井原正光君） 議会運営に対する発言です。

○議長（新井邦弘君） 議会運営に対する発言。

○8番（井原正光君） 議会進行上の発言です。

○議長（新井邦弘君） どうぞ。

〔8番井原正光議員登壇〕

○8番（井原正光君） 議会を進行する上で、ちゃんと日程等が決まって議会が進められるわけなのですが、今日は一般質問という日程が組まれております。一般質問の中で、個々の議員の発言を一々取り上げて、それが間違っているかどうかは別にいたしましても、仮にそれが間違っている、それを一々その場でもって反論するような議会運営、これはどうしたものかなと。

議長において、やはりしっかりと議会運営を進めていただかないと困る。今後、一般質問の中でそういう発言があった場合に、常にそれに対する批判等のやつが出てくる。しかも、副町長というのは人事案件なんです。これを理解しないで、ただ単なる自分の自己主張ばかりやっているような新人議員が利根町を悪くしていくんです。

○2番（山崎誠一郎君） あなただろう。自分のこと言っているんだろう。

○議長（新井邦弘君） 山崎議員，静粛にしてください。

○8番（井原正光君） 議会の場で粛々とその案件に対する，日程どおりある程度進める。その中で，幾ら少し曲がっていてもそれは粛々と進めて，それは後の問題として捉えて，議会運営を進めていく，そういうふうに私はしていただきたいと思います。

今，一般質問に対して，このような発言を許されたということは，今後これがずっと進むことになると思います。一々個々の考え，意見に対して，それに対して私はその考えとは違うとか，そういう意見はやはり慎むべきだろうと。

私は，議長に答弁を求めたいですね。議会運営について。私は，非常に利根町の議会運営に対する汚点を残しているのではないかと。多くの皆さんが見ておられますので，私は，このことを申し上げておきたいと思います。

今後，こういうことが許されるのか，どうなのか。進めるのか，どうなのか，私は大変危惧している1人であります。

以上，意見を述べさせていただきました。

○議長（新井邦弘君） 先ほどの山崎議員の発言は，発言ではなくて動議を出したもので，さっき井原議員が言ったように発言ではなくて，動議で大越議員の1人の賛成があったので，一応動議として認められたので，発言を許しました。

以上です。

次に，6番通告，7番花嶋美清雄議員。

〔7番花嶋美清雄君登壇〕

○7番（花嶋美清雄君） 皆さんこんにちは。6番通告，7番花嶋美清雄です。ユーチューブ視聴の方，ありがとうございます。

それでは通告順に従いまして，一般質問を行います。

質問事項1，ふるさと納税についてお伺いいたします。

（1）直近3年間の実績をお伺いします。

以後，自席で行います。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員の質問に対する答弁を求めます。

蜂谷財政課長。

〔財政課長蜂谷忠義君登壇〕

○財政課長（蜂谷忠義君） それでは，花嶋議員の御質問にお答えいたします。

ふるさと納税寄附金の直近3年間の実績について，寄附件数及び寄附金額を申し上げますと，令和元年度は寄附件数が483件，寄附金額が1,116万6,000円，令和2年度は寄附件数が961件，寄附金額が2,031万9,000円，令和3年度は給付件数が954件，寄附金額が2,070万3,000円，なお今年度は，今日，3月7日現在で寄附件数が1,556件，寄附額が2,521万円となっています。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 年々ふるさと納税の件数と金額も増えております。

ここで、ふるさと納税の返礼品、上位品目と、それに対しての納税額が分かればお伺いします。

○議長（新井邦弘君） 蜂谷財政課長。

○財政課長（蜂谷忠義君） 上位品目は、パンとなっております。そして2番目は、お米の業者さんになっていまして、金額が今日把握しておりませんので、そこはお答えできません。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） ふるさと納税も令和4年7月より、企業もふるさと納税ができるということになっております。

ここでまた、先ほど納税額分らないということだったのですが、個人または企業で、利根町に納税額最高というか、たくさんいただいた方の金額というの、1件当たり分かりますか。

○議長（新井邦弘君） 蜂谷財政課長。

○財政課長（蜂谷忠義君） 今日資料等がないので、そこは把握してございません。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） それではまた。

このふるさと納税の使い道、これは指定されております。この今回は1,556件の方からいただいていると思うのですが、使い道この上位三つぐらい、どういうことに使ってほしいという要望があると思うのですが、それが分かればお伺いします。

○議長（新井邦弘君） 蜂谷財政課長。

○財政課長（蜂谷忠義君） 町長お任せとか、あとは子供のために使ってほしいというような要望というか、それでの寄附が多い状況でございます。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 分かりました。

続きまして、（2）物品数の拡大の取組についてお伺いいたします。

○議長（新井邦弘君） 清水まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（清水敬子君） 返済品の物品数拡大への取組でございますが、町では、ふるさと納税に関わる業務の委託先であるフューチャーリンクネットワークと連携を図り、町内の業者を1件1件訪問するなど、新規返礼品の開拓拡充に努めております。また、昨年5月には茨城県の共通返礼品が新たに31品目追加されたことにより、本町におきましても、この共通返礼品を積極的に取り入れ、返礼品の拡充に努めているところでございます。

令和5年3月1日現在、ふるさとチョイス等で公開されている利根町の返礼品数は、

404品でございます。返礼品を御提供いただいている事業者の内訳といたしましては、売切れや季節限定品等による変動はございますが、町内が36事業者211品、町外が40事業者で193品となっております。今後も委託先と連携を図りながら新たな返礼品を開拓し、全国へ利根町の魅力をお届けできるよう努力してまいりたいと考えております。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） ありがとうございます。

続きまして、（3）寄附金額でポイント制を取り入れるお考えがあるか、お伺いいたします。

○議長（新井邦弘君） 蜂谷財政課長。

○財政課長（蜂谷忠義君） ふるさと納税のポータルサイトの中には、寄附をするとそのサイト独自のポイントが付与されるサイトがありますが、当町では、現在ふるさとチョイスとふるさとチョイスのパートナーサイトのみに掲載をしているところです。掲載サイトを増やす場合には、サイトの利用料として、寄附受入額に一定の割合を掛けた手数料をサイト側に支払う必要がありますが、ふるさと納税の募集に係る経費は寄附金額の5割以内に納めなければならないと定められており、掲載サイトを増やすことについては慎重に検討する必要があります。今後、寄附者にとってメリットになる選択肢を広げるためにも、十分検討した上で、ポイントのつくサイトの導入について考えてまいりたいと思います。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 今後考えるということで、また、これ利根町独自でまた寄附金額に応じてポイントがあつて、とねりんグッズとか、とねりんに関しての啓発も含めて、そのようなポイント制も取り入れるというお考えはございませんか。

○議長（新井邦弘君） 蜂谷財政課長。

○財政課長（蜂谷忠義君） 先ほども答弁したところなのですが、このふるさと納税については様々な規制等もございますので、今後は、議員おっしゃるとおり、寄附者にとってメリットになる選択肢をいろいろ検討しながら広げていくことは考えております。それなので、今後十分検討した上で、様々な制度について検討しながら進めていきたいと考えております。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 佐々木町長になってから、件数と金額も軒並み増えております。町長に質問ですが、これからこのふるさと納税の展望とかあればお伺いいたします。

○議長（新井邦弘君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） ふるさと納税、今年度は2,500万円ちょっと行っているのですが、今現在。もうちょっとあるから2,600万円ぐらいは行くのかなと考えているのですが、それでも茨城県では、城里の次、その前までは一番ぶりだったのですが、城里を抜いてぶりから2番目なのです。3,000万円くらいいけるよう、3,000万円、4,000万円、年間最低

でも四、五千万円行けるような品物、あとはいろいろなものをみんなで考えながら、どんなものでもやっていきたいなど。例えば、梅の木の青い梅なども季節限定ではありますが、すぐ売り切れてしまうのですが、そういうものもやっている方がいるので、いろいろなところを歩きながら、また、議員の皆さんにもあそこへ行けばこういうのをやっているよとか、そういう情報をいただければ、職員が進んで行って、そういうものを全国の皆さんに届けられるような感じで進めていきたいと思います。

とにかく町の商品と、あと金額、四、五千万円になるように努力していきたいと考えているところです。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） まだまだ利根町には眠っているものもあると思うので、私も探してまいりたいと思います。

続きまして、2番、学校跡地の活用についてお伺いいたします。

文、文間小学校跡地利活用方針決定に至った経緯をお伺いいたします。

○議長（新井邦弘君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） それではお答えをいたします。

文小学校及び文間小学校の学校跡地につきましては、旧東文間小学校の活用が進んでいない状況を踏まえまして、小学校統合後できるだけ早く活用を行えるようにするために、令和3年3月に利根町立学校設置条例の一部を改正する条例が可決されまして、統合が決定した後、同年7月に利根町学校跡地利活用検討委員会を立ち上げております。この委員会には25名の委員から構成されまして、PTAの会長や副会長、地元の住民の代表、公募委員、学識経験者など、多くの方に御参加をいただいております。

令和3年12月には町民2,000人を対象とした住民アンケートや文小学校と文間小学校のPTA世帯を対象とした小学生アンケートを実施し、また、令和4年7月から8月にかけて3回の住民説明会を開催し、8月から9月末にかけてパブリックコメントを募集し、最終的に、利根町学校跡地利活用方針を取りまとめていただいております。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 文小のほうでeスポーツとか大型遊具というようなアンケート調査もあったのですが、佐々木町長のよくお話を聞くと、大型遊具、いろいろな構想をお持ちということだったのですが、町長の構想というのはどんな感じか、教えてもらっていいですか。

○議長（新井邦弘君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 文小学校の遊具というのは、前の政策企画課長、それといろいろな人と話をしている中で、今、近所の公園で遊んでくれる子供が少ない。今あそこ行けば、取手市などもそうですが、どこの市町村行っても、龍ヶ崎でも、その場所に子供を連

れて出向いていけば、1か所にたくさん遊具もあって、そこにみんないろいろな方が集まって子供の話をしたり、そういった遊具で遊べるのではないかというような話がありまして、1人で子供連れた親が1人でブランコに乗って子供を遊ばせていて、遊具がもう古いですから壊れてけがをしたというのもありましたので、そういう方向に向いていけばいいのかと。とにかくこれからですね、それもこれも。そういう話もありますが、これからそういうものに、あそこについて自分の中でイメージする、頭の中でイメージしているものは、あそこにいろいろな町民が来て、健康増進、また子育て、いろいろなことができればいいなと考えているところです。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 世の中もeスポーツは世界的に有名なスポーツになり、また、今佐々木町長が言った、健康増進センター、大型遊具で人が集えるようなものに向かっていっていただきたいと思います。

続きます、2番、旧東文間小学校の利活用の現状をお伺いします。

○議長（新井邦弘君） 蜂谷財政課長。

○財政課長（蜂谷忠義君） 旧東文間小学校の跡地利活用の現況でございますが、本年1月に龍ヶ崎市の事業者から、学校跡地を利用して、ニンニク栽培及び車エビの養殖をしたい旨の提案がございました。また、2月には、キクラゲの栽培を行いたいと提案がございました名古屋市事業者から、事業提案を辞退する旨の申出があったところです。現在は、1月に跡地利活用の提案があった事業者の提案内容を庁内で精査しておりまして、その結果を踏まえ、利活用についての協議をしていきたいと考えております。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 少しずつ進んでいるということで、早く、今、東文間小学校は、最近木の伐採とか行って少しはよくなったのですが、まだまだあそこが誰も利用していないというのは寂しいということで、早めにいろいろな業者、今来ている業者に決まればいいですけれども、早く決定されることを望みます。

続きます、3番、児童クラブについて。

令和5年度の各クラブの申込み状況をお伺いいたします。

○議長（新井邦弘君） 花嶋子育て支援課長。

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） 令和5年度の児童クラブの申込みにつきましては、令和4年11月16日から12月15日までを受付期間として受付を行いました。この受付期間は、新規利用者及び継続利用者を一斉に受付しております。不公平にならないよう新規利用となる令和5年度の新入生につきましては、10月に実施されました就学時健康診断の際に保護者の皆様へ児童クラブの資料配布をするとともに、職員から説明をさせていただきました。

申込み状況ですが、3月1日現在の児童クラブの利用申込み人数は、夏休みなどの長期

休業期間中のみ利用の方も含めまして、105名の児童が申込みをされております。利根小学校児童クラブが42名、文児童クラブが23名、文間児童クラブが40名となっております。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 各クラブの定員は何名なのか、お伺いします。

○議長（新井邦弘君） 花嶋子育て支援課長。

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） 各児童クラブとも40名となっております。利根小学校児童クラブのほう42名の入級となっているのですが、毎日全員の子が利用するわけではないので、多少兄弟とかそういった場合を考慮しまして、42名で受け入れさせていただいております。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 各クラブ40名ということで、継続されている児童、布川が多いと聞いております。今度は利根小になりますね。利根小になって、もともと布川継続だったのが、文または文間に行く児童はどのくらいおりますか。

○議長（新井邦弘君） 花嶋子育て支援課長。

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） 受付期間中に申込みをされている通年利用の児童については、基本的には利根小学校から移動させておりません。中には、申込み時点で元のクラブから文児童クラブを希望されている保護者もいらっしゃいましたので、その児童に関しては移動しております。また、受付期間後の申込みについては、定員の関係もありますので、保護者にもきちんと説明した上で、まだ空きがある文小学校クラブの入級案内をしております。

人数なのですが、布川から2名、文間から3名移動しております。あと、長期利用の方は、通年利用で定員になってしまったため、布川から5名、文のほうに移動しております。保護者の方が、空きが出たら利根小学校なり文間の児童クラブなりに移動したい希望がありましたら、空きが出たら御案内するようにしております。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 布川2名、文間3名、ほか5名、計10名。保護者は納得なされていると思います。ということは、バスまたは徒歩で通学、それから、文小児童クラブにバスで移動ということになりますよね。児童でも不安な子がいると思います。

児童のケアというのは、どういうふうにしていくおつもりですか、お伺いします。

○議長（新井邦弘君） 花嶋子育て支援課長。

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） 申込みに関しましては、基本的には、学年の低い児童から優先して自宅から近い児童クラブに決定して、3クラブで調整しているのですが、受付期間を過ぎてしまった方の場合や高学年の場合は希望のクラブに入れられない可能性もあ

りまして、また、どの児童クラブでありましてもクラブになじめない場合は、支援員がなじめるまで遊び相手をしたり、仲よくできるようにほかの児童を促したりして支援しております。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 支援員もということは、今まで慣れた支援員ではなく、違うところ、文小に行くということは支援員も違うということで、なかなか心を打ち明けるまでには時間がかかると思うのですよね。もちろん、申込み受付を過ぎた方には保護者は納得すると思いますが、子供はそういう感じで、もう1年生から布川小にずっとお世話になっていて、5年生、6年生になったから文小にというのは、まだまだ小学生というのは小さいので、そこら辺のケア、本当にその支援員だけで済むのか、そこにお任せしていいのか、そこら辺詳しくお伺いいたします。

○議長（新井邦弘君） 花嶋子育て支援課長。

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） 小学校は利根小学校に統合されますので、同学年であれば顔なじみにだんだん慣れてくると思います。新入生につきましても、毎年支援員のほうは新入生の扱いも慣れておりますので、その辺はなじめるように支援してまいります。以上です。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 課長のことを信用しまして、頑張ってもらうしかないですね。

今度は利根小なのですが、夏休みに家庭科教室を利用して、今年度も児童クラブ行っております。

なぜ、この利根小学校で児童クラブが運営できないのか、これをお伺いします。

○議長（新井邦弘君） 花嶋子育て支援課長。

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） まず、各児童クラブには、利用定員が定められているということや小学校の統合後もこれまでどおり3か所で調整しながら実施することとして、支援員の人件費等の予算計上もしております。今回は文児童クラブに空きがありますので、そちらへ案内して調整しております。

また、利根小学校にもう一つ空き教室を利用して児童クラブを開級するためには、新たに資格を持った支援員と補助員を2人以上雇い、設備も整えなければなりません。現状として、令和4年度にかなりの数の支援員が退職しますので、クラブ室を増やしても支援員の人数がそろわないといった事情もございます。現在、空きがある文児童クラブを利用すれば待機することなくお預かりできますので、利根小学校の調理室と空き教室を借用しての児童クラブを行う予定は今のところございません。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 子供の不安を取り除くためにも、移動するということはバスで移動する、万が一事故がある、バスに乗らないで児童クラブを利用できる、バスに乗って

文小に行くリスクはあります。平日学校通っているときに児童クラブを使う場合は、やはりリスクを伴ってしまう。なるべくリスクを、予算もあるのでありますが、ここら辺は、学校、教育長おりますので、ぜひとも移動で事故があるなどということはないようにしていただきたいと思いますね。学校でそのまま教室を使って児童クラブに行くという、これ教育長、どうですかね。

予算はあるのですが、空き教室、今調理実習室と課長が答弁しましたが、そこら辺を使わせていただいて、児童の安全面、もう少し、教育長、どうにかお力添えできないでしょうか。

○議長（新井邦弘君） 海老澤教育長。

○教育長（海老澤 勤君） 統合、利根小学校、御承知のように、13台のスクールバスで登下校するというので、今、子育て支援課の花嶋課長がおっしゃっていましたが、指導員の手当てが難しいというところがあったかと思います。ただ、今ある児童クラブ、文小の児童クラブ、文間小の児童クラブ、これも使えますので、やはり3校の児童クラブを使って、有効に子供の成長を見守っていきたいと思います。議員おっしゃいますように、できれば学校の隣に大きな児童クラブができるのが一番いいのしょうけれども、子供の数も減ってきますので、今ある施設を有効利用していきたいと思います。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 帰りのバスが間違えないように、本当に児童クラブに行けるように指導して見守っていただきたいと思います。もちろん事故があっては何ともなりませんので、統合した意味もありませんので、よろしくをお願いします。

続きまして、（2）児童クラブの窓口を学校教育課へ移行する考えがあるか、お伺いいたします。

これは、保護者から、学校教育課とか子育て支援課、いろいろ連絡、通知というのは来るのですが、学校を通して一つに統一してほしいなという意見があったので、この質問をいたしております。

○議長（新井邦弘君） 花嶋子育て支援課長。

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） 児童クラブは、児童福祉法第6条の3第2項の規定により、放課後児童健全育成事業として、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない者に、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業としております。歴史的には、学校の放課後に保護者が家庭にいない子供の豊かで安全安心な生活を送れるよう、いわゆる学童保育として年々充実されていき、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度の施行を契機に、基準の策定や放課後児童支援員の資格化などが図られ、今日に至っております。

児童福祉法で定められ厚生労働省の管轄であることから、当町におきましても、児童ク

ラブは設置当初から福祉部門が担当しており、平成28年度から福祉課と子育て支援課が分離した際に子育て支援課が所管となり、現在の形になっております。近隣市町村における児童クラブの所管状況としましては、福祉部門となっている市町村と教育委員会となっている市町村が混在しておりまして、各市町村様々な状況です。

児童クラブの施設の体制につきましては、国からはできる限り空き教室を利用して待機児童が発生しないように対応することとされており、毎年の児童数や空き教室などを確認し、学校や教育委員会とも連携しながら体制を整えているところです。これから、児童クラブの運営体制につきましても、今後の児童数によっては利根小学校に空き教室ができることも考えられますので、児童クラブの統合についても併せて考えていかなければなりません。

いずれにしても、児童が安全に過ごせる場所で、児童の健やかな成長のため、様々な検討をしながら連携をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 先ほども質問いたしました。学校教育課、子育て支援課、通知がばらばらに来る。これは、役所はそれが普通で、縦割り行政だと思いますけれども、保護者のほうから思いますと、学校から一つに文書が来たほうが何かすごくありがたいのですよね。

教育長、ここら辺をセットにして保護者に通知なり報告なりというのは、そういうお考えはできないのでしょうかね。

○議長（新井邦弘君） 海老澤教育長。

○教育長（海老澤 勤君） そういった縦割りの弊害をなくそうということで、国もこども家庭庁ですか、この4月から発足するわけですね。この児童クラブは、どこに位置づけられるのかと私もネットで見させてもらいましたら、やはり子育て支援局の範疇に入ってくるわけですね。県内の44市町村の中で、33が福祉部門に児童クラブが置かれている。4月からの国のこども家庭庁も子育て支援局ですか、そういったところの下部組織で児童クラブを扱う。そうすると、当然県のほうも何らかの組織の改編なるものが生まれるのではないかと思います。

そういった折に、町も教育委員会、もちろんできると思うのですが、町、県、国の縦のパイプを考えたときに、いろいろな不都合があるのではないかなという感じが私はします。国の考える子育てという大きなテーマで横串を初めて入れるわけですから、少し国の動向、県の動向を見守りたいと思います。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 教育長の答弁で分かりましたが、分かりやすく文書とか送って

いただけるように要望いたします。

続きまして、4番、小学校の統合についてお伺いいたします。

(1) バス通学の登下校の日程について、お伺いいたします。

○議長（新井邦弘君） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村寛之君） スクールバスの登下校時の発着時間についてお答えいたします。

バスは13台ございまして、コースによって発着時刻が異なりますが、最も早く出発するルートは7時40分に最初のバス停を出発し7時50分に利根小学校に到着する予定でございまして、最も遅く出発するルートは、7時55分に最初のバス停を出発し8時5分に利根小学校に到着する予定となっております。

なお、最も乗車時間の長いルートですと7時41分に出発し8時5分に到着するため、24分程度乗車することになります。また、下校時でございまして、月曜日は一斉下校となり、14時30分に小学校を出発する予定でございまして、火曜日から木曜日につきましては、低学年は14時50分に出発し、高学年は15時40分に出発する予定でございまして、金曜日にも一斉下校となりますが、14時50分に小学校を出発するようなスケジュールとなっております。

登下校の日程につきましては、今後スクールバス時刻表も含めまして、学校を通じて保護者の皆様にお知らせする予定でございまして、

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 利根小学校に8時5分というのは、今2台のバスの時刻が課長のほうからいただきましたが、最大到着時間でかち合うバスの台数というのは何台ぐらいになりますか。

○議長（新井邦弘君） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村寛之君） 到着時間が7時50分のバスを予定では6台、それから8時5分に到着のバスを7台と予定しております。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 6台、7台でも大丈夫という、子供たちの安全が保たれるということですね。

このバス通学について、保護者からの学校へ連絡の方法というのはどういう形で行うか、お伺いいたします。

○議長（新井邦弘君） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村寛之君） 保護者から学校に連絡につきましては、電話であったり、アプリであったりという方法を考えております。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 電話だと、7時40分が最初ということなので、家から10分歩いたとしても7時半前には学校に誰かがいるということで、アプリを使う、アプリというこ

とはどういうアプリで、どのように使うのか、教えてもらっていいですか。

○議長（新井邦弘君） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村寛之君） 今現状使用しております、LEBERのアプリになります。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） LEBERで、そういう保護者からのメッセージが届くということによろしいですね。

続きまして、（2）バス車内のアクシデント、これは、いじめ、車酔い、取り残し等の対応についてどのようにお考えをしているか、お伺いします。

○議長（新井邦弘君） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村寛之君） スクールバスの車内でのトラブル等の対処についてお答えいたします。

児童の安全安心な登下校を実施するため、現在、教育委員会では、スクールバス運行マニュアルの作成を進めておりまして、運行中に発生が予想されるトラブル等につきましては、運行マニュアルに沿った対処を行います。こちらのマニュアルは、スクールバス運行の基本的なルールやトラブルが発生した際の対処方法を定めるものでございます。

その中で、バス車内でのアクシデント等、緊急時には、バスの運転手がすぐに学校と連絡が取れるような体制を整備いたします。児童の体調が急変したり、その他の理由により児童の生命、身体等の安全に関わる事態やバスの安全な運行が脅かされる事態が発生した場合には、運転手は速やかに安全な場所に車両を停車し、必要に応じた連絡や対応を取るようマニュアルに規定いたします。

また、児童の置き去り等が発生しないよう、運転手が必ず全席確認の上でバスを降車するようなマニュアルに規定するとともに、現在、県が実施する市町村立学校等安全対策事業費補助金の活用を検討しており、運行するスクールバスの置き去り防止を支援する安全装置を設置する方向で進めてまいります。この安全装置は、バスの最後部の座席付近などに設置するもので、運転手がバスのエンジンを停止した後に最後部の安全装置を操作しない場合、一定の時間が経過すると警告音が鳴る仕組みでございまして、運転手の降車時の点検を支援する装置となっております。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 今の安全装置ですか、これが設置されるということで取り残しがなくなるということで安心いたしました。取り残しはあってならないと思います。

このバス通学に対して、児童の停留所というのは幾つあるかまだ聞いていないのですが、停留所で児童の点呼、乗るバスの座席の指定ですか、それは、どういうふうに行うのか。

それも、バスの運転手がその停留所で何人乗るとかというのが分かるようにバス会社と業務を打合せしているのか、お伺いいたします。

○議長（新井邦弘君） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村寛之君） そちらにつきましては、時刻表、それからその停留所で何人乗るといふことで、バス会社のほうには連絡をします。契約はしてあるのですが、履行期間が4月1日から1年間ということになりますので、試乗等に含めましては、4月以降実施するようなことで考えております。バスの座席表につきましては、町としては考えておりません。そちらにつきましては、各小学校で随時決めていただいているという学校もあると聞いております。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 取り残しはさっき説明いただいたので、いじめですか。今、徒歩で通学している児童で、ちょっとトラブルがある場所があります。その場所というのは、同じバス停になるというふう聞いております。このいじめがあったと確認された、このいじめというのは、どういふように子供たちから連絡を受けるか、あと、バスの運転手しか乗っていませんので、どういふふうに見極めるか難しいと思いますが、いじめで学校に来なくなるということは避けたいので、バスの座席を変更するように対応するのか、また別のバスを、そこにうまく通るコースならいいですけども、そういうバスがあったら、そこまで考えて、バスのルートというのは今後試して1週間1か月やって、不具合があったら変えるとかという考えはありますか。

○議長（新井邦弘君） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村寛之君） まず、いじめに関してなのですけれども、こちらにつきましては、今学校では1か月に1回アンケート調査を実施しておりますので、そのアンケート調査によって把握しております。子供が、自分でこれがいじめだと思ったら、小さいことから全部いじめということになってきますので、その辺は、学校のほうで徹底してやっております。

花嶋議員が心配されているのは、多分フレッシュタウンのことなのかなと思うのですけれども、そちらにつきましては、同じバスに一応乗ってもらう方向で考えております。ただ、最初の、10日から学校は始業式で始まります。そこから5日、月曜日から金曜日までは職員が13台のバス全部に乗ります。そこで、バスの運行指導というか、乗り方等の指導をさせていただくことで考えております。そして、そのようないじめ等のことがもし出ることが想定されるということであれば、そのところは注意し、そのバスの運転手にも注意して、何かあるのか確認をしたいと思っております。

変わるかというのは、どういふことか分からなかったのですけれども。

○7番（花嶋美清雄君） 別のバス。

○学校教育課長（中村寛之君） 基本的には、最初決めた予定表なので、そのとおりの予定でいきたいと考えております。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 子供たちの安心安全でバスも運営していただき、教育長もしっかり、中村課長もしっかりお願いします。

続きまして、（3）今、布川小エレベーターと体育館の工事行われております。そのこの工事の進捗状況をお伺いいたします。

○議長（新井邦弘君） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村寛之君） エレベーター棟建設工事は、2月22日をもって完了しました。竣工検査につきましては、3月9日を予定しております。

屋内運動場長寿命化改良工事につきましても、2月28日をもって完了しました。竣工検査につきましては、3月23日木曜日に実施いたします。検査終了後、合格になりましたら、使用開始の運びになります。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） この間、布川小に3月1日ちょっとお邪魔いたしましたが、まだトイレが何か完成していないというように言われたのですが、それは違いますか。

○議長（新井邦弘君） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村寛之君） そちらにつきましては、体育館自体も実際は使えない状況、まだ検査が終わっていませんので、もし何かあった場合については、業者の責任ではなくてしまうということがありますので、トイレにつきましてはもう実際終わっておるのですが、使って何かあった場合、もしそこで壊れたとか何かなってしまった場合、今度は町で全部対応ということになってしまいますので、学校のほうで言い方間違ったかもしれませんけれども、もうでき上がっており、検査が終わるまではなるべく全部使わない方向でやっている状況です。

ですから今、先ほど言ったように、3月9日以降にエレベーターは使う方向で考えております。3月23日に体育館のほうは全部終わりますので、そこで終わりましたら使う方向で考えております。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） では、エレベーターと体育館の修理終わるということで、ほっといたしました。

最後に、教育長から利根小学校の統合に向けて何かありましたら、もちろん安心安全は当たり前ですが、ひとつメッセージがあればよろしくお願いします。

○議長（新井邦弘君） 海老澤教育長。

○教育長（海老澤 勤君） 2018年、平成30年1月に学校の適正規模・適正配置等調査検討委員会に諮問してから、5年が経過しました。少子化に伴う様々な問題、課題を改善解決するために小学校3校統合し、統合利根小学校がこの4月から開校します。普通学級が

13学級，新入学児童56名，全児童数440名ほどでございます。

先月，2月の初めに，利根小学校新入生保護者説明会がありました。私も参加をし，そのときに保護者の皆様に申し上げたことは，学校という場は小さな社会，小社会であるということを行いました。学校は，義務教育9年間の中で人間性と学力を伸ばし，社会人としての基礎を身につけさせるところだということです。挨拶，時間を守るなど社会性であったり，議員御心配の仲間外れ，いじめ，冷やかし，からかいはしない，こういった人に迷惑をかけない，集団生活のルールを子供なりに身につけていくことが，小学校のスタートでは大事になると考えます。

また，保護者の皆様も教職員も教育委員会も，子供たちに明るく元気に育ってほしいという願いは全く同じです。同じ方向性を持って考えていけば，様々な問題が起こったとしても，知恵を出し合って改善策は生まれてくるはずで。常に子供第一，子供ファーストの考え方で，これからも対応してまいります。

大人でも転勤，転職，転居など環境が変われば，不安と緊張が伴います。この学校統合という教育環境の大転換ですので，子供たちも環境に慣れるまで，少なからず大きなストレスもあると思います。児童にとっては，新しい友達とうまく触れ合うことができるだろうか，新しい担任の先生がどんな人なのか，利根小学校はどんな学校なのかと，こういった不安をできるだけ軽減して，落ち着いた学校生活がスタートできることをまず考えていきたいと思えます。

保護者にも，どんどん学校や教育委員会，質問，要望出させていただきたいという話をさせていただきました。でも，子供はそうはいきません。声に出せない子供がいることを前提に，元気がない子，登校を渋る子，落ち着きのない子などを教員や教育支援員，カウンセラーがその兆しを小さなうちに捉え，深刻な状況になる前に思いを聞いて，学校と保護者と教育委員会共に協力をして対応していきたいと考えます。一番問題になるおそれのある不登校の原因は，上位にその原因を無気力，漫然とした不安，友人関係などが常に挙がっております。子供が悩んでいる状況があれば周りの大人が気づいてあげて，声をかけることがやはり必要です。

最後に，統合利根小学校の校訓を町教育委員会と町学校長会と何度も話し合い，統合準備委員会で決定をさせていただきました。「仲よく かしこく たくましく」となりました。統合利根小学校では，児童と児童，そして，児童と教員の人間関係づくりがまずは第一になると考え，仲よくという校訓を最優先としたいと思えます。

いずれにつきましても，子供たちが学校に行きたくなるような統合利根小学校になるよう知恵を出し合って，保護者が協力をし，スムーズなスタートに全力を傾けたいと思えます。学校はゴールではなく，新たな学校のスタート，3月1日の議員も御出席をいただいた閉校式では，佐々木町長からもこの統合はゴールではなく，新しい歴史がつけられていくことを述べておられました。

議員の皆様にも、子供の様子、学校の様子で気になることがあったときには、教育委員会、学校にぜひとも声をかけていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） ありがとうございます。

利根小学校でよりよい学校生活が送れるようお願いいたしまして、一般質問を終わりにします。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。再開を13時30分とします。

午後零時20分休憩

午後1時30分開議

○議長（新井邦弘君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

中村学校教育課長から一般質問の答弁について発言を求められておりますので、これを許します。

中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村寛之君） 花嶋議員の質問の4番、小学校統合について。

（3）エレベーター、体育館の工事の進捗状況について伺いますとの質問で、回答を訂正させていただきます。

エレベーター等の工事は、2月22日をもって工事が完了しました。3月10日の工期までに工事完了通知書が提出されますので、その後14日以内に検査を行うこととなります。こちらについては、2月28日付で工事完了通知書が提出されておりますので、3月9日に竣工検査を実施いたします。

屋内運動場長寿命化改良工事につきましても、2月28日をもって工事が完了しております。3月10日の工期までに工事完了通知書が提出されますので、その後14日以内に検査を行うこととなります。

このように訂正させていただきます。おわびして訂正いたします。

○議長（新井邦弘君） 7番通告、5番石井公一郎議員。

〔5番石井公一郎君登壇〕

○5番（石井公一郎君） 7番通告、5番石井公一郎です。傍聴の皆様には傍聴に来ていただきまして、ありがとうございます。

今回の質問は、町道103号線延伸事業の進捗状況についてお伺いします。

町道103号線は、茨城県の過疎代行事業として、早尾の天神様から町道千葉竜ヶ崎線のランドロームまでの490メートル、現在事業地内では、道路改良工事、排水整備工事が進められております。県から情報を得て、その後の進捗状況についてお伺いいたします。

1点目は、事業地内の買収は、相続や行方不明の者がいることから、残り13%の用地買

収ができないということでしたが、その後の状況をお伺いいたします。

○議長（新井邦弘君） 石井公一郎議員の質問に対する答弁を求めます。

中村建設課長。

〔建設課長中村敏明君登壇〕

○建設課長（中村敏明君） それでは、石井議員の御質問にお答えいたします。

残りの用地買収につきましては、引き続き交渉を進めているところでございます。用地買収の進捗率は、現在92%です。

○議長（新井邦弘君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） そうすると、この前は13%というようなことで、少しは、今度、今92%ということは8%。残り8%については、行方不明なり相続ができないとか、どのような状況で、それができなくてもその辺、工事とか排水工事、いろいろな工事に支障があるのだと思うのだけれども、その辺どうですか。

○議長（新井邦弘君） 中村建設課長。

○建設課長（中村敏明君） お答えいたします。

用地買収ができない土地につきましては、相続関係人が多く、また、権利関係の問題、行方が分からない地権者の調査に時間を要しているものと思われまます。工事ができないという件に関しましては、できるところから進めていけばよろしいかなと思っております。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） 今言われたように、できるところからやるにしても、その8%なりがそうなったときに、県でやる事業なのだけれども、その辺についてはどうなのかなではなくて、何とかそうなるように県はやっているのでしょうかけれども、そうなるように何とか早くできるようにというようなことであるのですけれども。

それともう1点は、残りの所有者、100%ないから、今、どのような関係の人が8%というのは主にどういうあれですか。

○議長（新井邦弘君） 中村建設課長。

○建設課長（中村敏明君） お答えいたします。

残り8%につきましては、道路買収に係っている土地が本線部分で78筆のうち、72筆はもう取得していると。残り6筆について、相続関係等の調査に入っているのは、県から聞いている情報では1筆1人の土地だと聞いておりますので、それが完了すれば、おのずと100%に近づくものと思っております。

○議長（新井邦弘君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） 2点目で、環境影響基礎調査や埋蔵文化財の調査も進んでいないと。特に、埋蔵文化財に関しては、これから試掘調査を実施し、その結果、事前調査が必要ということになれば、かなり時間が必要であるとのことでしたが、その進捗状況につ

いてお伺いします。

○議長（新井邦弘君） 中村建設課長。

○建設課長（中村敏明君） お答えします。

環境調査につきましては、令和2年度から継続して猛禽類の調査を実施しており、埋蔵文化財の試掘調査については、令和5年の猛禽類の調査結果を踏まえ、同年秋、今年の秋に試掘調査の予定でございます。

○議長（新井邦弘君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） ですから、埋蔵文化財については、令和5年からというようなことで、大体どの位置、この前は、天神様に近いほうの山の辺がその調査をやる箇所なのだというようなことなのですか。

○議長（新井邦弘君） 中村建設課長。

○建設課長（中村敏明君） お答えいたします。

試掘調査の場所につきましては、議員おっしゃるとおり、早尾側の高台の部分、そちらでの調査となります。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） 3番目の令和4年度は、流末の排水工事、道路改良工事を実施するということでしたが、その事業概要と進捗状況についてお答えください。

○議長（新井邦弘君） 中村建設課長。

○建設課長（中村敏明君） お答えいたします。

流末排水工事及び改良工事につきましては、今年度中に完了する予定でございます。事業の概要につきましては、山からの水の排水工事や本線の地盤改良に伴う仮設道路の工事等でございます。

○議長（新井邦弘君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） そうすると、先ほどの排水と道路については、今年度終了はしたと。

それで、先ほど課長も触れたのですけれども、令和5年度以降の事業予定について、それと完成、いつ頃完成予定も含めてお答えください。

○議長（新井邦弘君） 中村建設課長。

○建設課長（中村敏明君） お答えいたします。

令和5年度以降の事業予定につきましては、用地買収の状況、環境調査、埋蔵文化財の調査などございますので、現時点で令和5年度の事業予定並びに完成予定についてはお答えできませんが、完成の大まかな工程を御説明いたします。

まず、道路用地の買収が完了後、仮設工、水路工が完了しますと、地盤改良工に入ります。その後、道路本体の土工、排水工、舗装工、附属施設工の順で工事が進められる予定

でございます。

○議長（新井邦弘君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） それで、今度5番目の道路設計は、設計速度が30キロメートル、道路種別が3種3級という設計、勾配が8%で計画されていると。町長は、勾配が非常に急なので無人バスみたいなものを走らせたい。県と相談しながら何とかいい方向で持っていけるように努力していくという答弁がありました。

その後の県との検討状況について、お伺いいたします。

○議長（新井邦弘君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 無人バスの運行につきましては、現在のところ、具体的な進展はございませんが、第5次利根町総合振興計画後期基本計画や公共交通計画の策定を進めていく中で、計画策定の意義や県及び民間事業者などと協議しながら、引き続き検討を進めてまいります。

○議長（新井邦弘君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） 町長、今の無人バスについては、今後の計画に載せていくのだと。だって、無人バスというのは、この道路に関して、天神様から今言っている103号線に関して、無人バスを走らせるというような話だと思うのですよ。だから、その無人バスは、思っているのは、無人バスを計画の中で103号線を通すために、無人バスはどういう考えで、無人バスというようなことが出てきたのか、その辺お答えください。

○議長（新井邦弘君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） これは、議員が、こんな急な勾配で、これは人間歩くのは大変だと。今はもう便利なものがあって、そういう時代の流れですから、いろいろなところ議員の皆さん方も視察行っているとおり、茨城県でも境町とか無人バス走らせております。この道路も開通する頃には、もっと簡単に走れるような交通が、そういうものを使って団地の中走れるようになるのではないかなという予想もあります。

私も三鷹のほうに行ってみてきましたけれども、無人バスは結構コンパクトな感じで出来上がっております。見てきました。これならいいかなと思うものもありました。そういうものを走らせれば、楽になるのではないかなというふうに考えました。これも、議員がどうやってあそこ歩くんだという質問からそういう発想になって、イメージしたものです。そういうものをこれから振興計画の中に乗せていって、みんなで議論していけばいいのではないかなと、そういうふうに答えます。

○議長（新井邦弘君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） この前の質問でも私質問しましたよ。勾配がきつくて、買物に行くにしても、だから103号線については、町長にそのようなことで、あれだけの勾配。ただ、その勾配が8%とか7%といっても、実際の坂というのは、この前、想像で言うとなれば千葉竜ヶ崎線のランドロームのあのくらいの勾配なのだよというようなことなのだ

けれども、実際490メートルの中で、千葉竜ヶ崎線からあそこのすぐ下を見ても、相当な勾配でしょうよ。だから、買物とか何かお年寄りがいたときに、じゃあというような話も聞いたので、この前。そういうことで、無人バス計画してもらえとなれば、買物行くにしても、あと用を足すにしても、回るのは団地の中でしょうから。そのようなことで考えてくれているとすれば、本当に今、年寄りがどんどん増えてきている中でいいことなのかなと。

もう1回、町長言ってください。

○議長（新井邦弘君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 公共交通、大利根交通も、多分走ると思うのですよ。あの道路ができれば、今ぐるっと回っておりますから。そういうものも含めながら、いいアイデア、これから世の中どんどん、私よく今思っているのですが、このコロナ禍の中で、人生の節目だと思っています。昔のことがあり、昔に戻そうとする考え方と戻るのだという考え方と、これからちょっと考え方変えていかななくてはしょうがない時代が来るのではないかなと。でないと周りに出遅れますから。いつまでもいつまでも先人の人たちがつくった、それプラス新しい人たちがつくるような考え方で合わせていいものつくっていくという。何も無理に昔に戻さなくても新しい、世の中変わっておりますから、そういうふうにして、利根町が周りに遅れないように、これからはいい町つくっていこうと思っております。

あそこにしても、第1段階で、先日山崎議員が質問されていましたがけれども、建物建てるのではなくて、公園、キャンプ場、そんな中でベンチなど造って、ベンチを外せば炊き出しの道具が出てくるとか、マンホールいっぱい造って、マンホール開ければそれがトイレになるのだというような考え方もあります。その中で、いろいろなものをつくりながら新しい利根町つくっていきたい。バスの話からちょっとそれましたけれども、これからはそういった考え方で進んでいきたいと思っております。

○議長（新井邦弘君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） 今町長が言われたように、何とか103号線に付随したいろいろな施設ではないけれども、利根町はよくなったと言われるような、そういう、まだ市街化調整区域でしょうから用途の変更もしていかなくてはならないだろうし、その辺のこともある中で、何とか利根町の魅力を一つでも103号線に基づいて出してもらおうというようなことになれば、もっとよくなるのかなというように思います。

それでは、第2番目の鎌倉街道について。

鎌倉街道は、県の事業で木の伐採等を行い、きれいに整備されました。地域のボランティアが実費で維持管理されていましたが、令和4年から草刈り機の刃と燃料代が町から支給されています。鎌倉街道は町指定の史跡で、来訪者の駐車場、トイレは必要ではないかとの質問に、町長は根本寺のほうから入ると遠いと思ったり、真ん中に土地を購入してつくったらいいのか、いろいろ話合いをしていると。そういう中で、しばらく待っていただ

ければトイレのほうは何とかなると、駐車場は簡単に入っていける場所を探しているとの答弁がありました。

それで、令和5年の当初予算の説明では、トイレのほうは、先ほど町長がこの前の答弁で言ったように、トイレは何とかなるといようなことで、現実に令和5年度に予算を上げてありますので、本当に感謝しているというように思っております。

駐車場は、そうは簡単に、あの近くで本当に場所の選定というのは難しいと思うのですよ。ただ、トイレの位置についても難しい、どの位置にしたらいいのかというようなこともあるでしょうけれども、その辺についてお答えください。

○議長（新井邦弘君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 町の貴重な歴史的遺産でもあります鎌倉街道への来訪者に対し、街道内を快適に安心して散策していただけるよう、自然環境に恵まれた周辺景観に配慮し、来訪者をもてなす環境整備といたしまして、まずは簡易トイレ設置の予算を令和5年度に計上させていただいております。

また、駐車場につきましては、周辺が住宅地ということ踏まえ、近隣住民の方々の理解や文化財保護の問題などについて十分な協議を重ね、引き続き検討してまいりたいと考えています。

○議長（新井邦弘君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） 奥山のところの入り口、鎌倉街道の入り口を見ると、あそこは道路が非常に狭いのですよね。だから、どの辺に駐車場といっても、この前も話があったように、どの位置にするか難しいのだと。そういう止めるところがないというのも一つの問題は問題だと思うのですけれども、何とか早く見つけて、奥山地区の上のほうに駐車場を設けるのか、あるいは下の押戸なり奥山のほうにという、どういう、ここだったら見つけている最中なので、どの位置が、今探している中で、町長はどの位置がいいというようなことで思っておりますか。

お答えください。

○議長（新井邦弘君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 一番考える中で、一番いいのは、あのそばがいいです。でも、あの入り口、木は1本も切れないのです。この辺がいいのではないかと、木を切ってなどと言ったら怒られてしまうので、だから今、大利根交通で借りているバスの辺りからだと、坂がきつくと、いろいろあります。

でも、周辺探しても、泉光寺、この間答弁したとおり、あそこの駐車場、また押戸側から上がる人は押戸の集会所ぐらいしか、今はこの間と一緒に、浮かばない。大きな、近くに、本当ならばあそこは造成はされているのだけれども、高くなってしまっていますから、車は入れない。問題は多いです。そういう土地を提供してくれる人があったら、ぜひ町のほうに言ってくれば協議して、皆さんで決めていこう、やってみるのもいいのかなと思

っています。

とにかくいろいろな問題が山積みなので、土地、駐車場、本当に車で送り迎えみたいのができれば本当はいいのでしょうけれども、それでもアイデアが浮かばない状態なので、これからまた皆さんと話し合いながら決めていきたいと思っております。

○議長（新井邦弘君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） 今、町長が答弁されたように、本当に道路は狭くて、1段高くなっているような状況で、車が簡単に上のほうでは止めるところというのは、本当に場所を見つけても少ないと思うのですよ。根本寺とかその下のほうでといっても、一番いいといっても提供してもらえとか、その土地の問題もありますからね。やはりここがいいと言っても、簡単にお願ひして、はいというあれもないだろうし、何とかトイレだけでも令和5年度で整備できるというようなことについては感謝しておりますから、やはり駐車場についても、何とか町のほうでも先ほどいろいろな場所を探しているというようなことで、なるべく早く町史跡を守っていくというようなことで、外部の人も来るわけですから、何とかいい方向になるようにお願いして、質問を終わります。

○議長（新井邦弘君） 石井公一郎議員の質問が終わりました。

暫時休憩とします。再開を14時10分とします。

午後1時57分休憩

午後2時10分開議

○議長（新井邦弘君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

8番通告，11番船川京子議員。

〔11番船川京子君登壇〕

○11番（船川京子君） 8番通告，11番船川京子です。

それでは通告順に従って、質問をさせていただきます。

初めに、公共交通の運行について。

昨年3月の定例会にて、町内に耳鼻科や眼科の医療機関がないため、町公共交通における乗り入れ先に、耳鼻科医院及び眼科医院の追加を検討していただきたいとの町民の方々からの御要望に対する町の考えをお尋ねいたしました。また、同年6月の定例会では、団地内や集落など狭隘道路等公共交通空白地帯の解消を目指し、コミュニティバスなどの導入も求められていることに対する町のお考えをお尋ねいたしました。

町長からは、当町の公共交通の状況を町公共交通会議の中で検討していただき、多くの皆さんに利用されるような交通体系の維持に努めたいと考えておりますとの答弁をいただきました。また、担当課長からは、町の公共交通会議の中で、平成20年4月にデマンドタクシーを導入しておりますが10年もたちまして、また、大利根バスの便数が少なくなったり、今までとは状況が変わってきておりますので、この辺につきましても、また会議の中

で検討させていただきたいと考えておりますとの具体的な内容のお答えもいただきました。

高齢化が進む町の将来を考えると、移動手段の確保はますます需要が高まり、町における最重要課題の一つに位置づけられていると認識しています。町公共交通のさらなる利便性の向上は念願するところです。

公共交通の運行について、以前質問いたしました町民の方からの御要望も含め、検討の進捗状況をお伺いいたします。

○議長（新井邦弘君） 船川京子議員の質問に対する答弁を求めます。

布袋政策企画課長。

〔政策企画課長布袋哲朗君登壇〕

○政策企画課長（布袋哲朗君） それでは、船川議員の御質問にお答えをさせていただきます。

公共交通の運行についてでございますが、議員御指摘のとおり、公共交通空白地帯を含めた移動手段の確保は重要と認識しております。佐々木町長就任以降、町では平成30年4月に、町長の公約でありました福祉バスを1台増車し、また、ふれあいタクシーにつきましては、令和3年度に実施した地域公共交通アンケートの結果により、令和4年7月より1台増車しまして、JAとりで総合医療センターへの乗り入れを開始してございます。また、今年1月に実施したアンケート調査では、よく利用しているJAとりで行けるようになってありがたいなどのコメントを頂戴しておりまして、一定の効果が得られたと認識を持っております。

しかしながら、議員おっしゃるとおり、本町の高齢化、また移住定住等、この辺の政策を推進する上では、既存の路線バスやタクシーなど民間事業者を含めた町全体の公共交通の在り方について検討し、将来を見据えた公共交通サービスを構築する必要があるとございます。

令和6年度に利根町地域公共交通計画が策定できるよう、地域公共交通活性化協議会の条例案、また、新年度予算に予算を計上いたしまして、AIバスの導入をしている高萩市への視察を行うなど、今現在情報収集に努めているところでございます。公共交通にAIを取り入れるということで、待ち時間の短縮など利便性の向上が図られている事例もございます。令和6年度に策定する利根町地域公共交通計画においては、AIやコミュニティバスの導入についても検討し、持続可能な地域公共交通を実現してまいりたいと、このように考えております。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） 今の課長の答弁で、町の姿勢としては大変よく理解をいたしました。また、この条例ができることによって、一歩前進するというのも理解をいたしました。

そこで今、現場で、大変大きな課題として感じている部分があります。それは、大利根バスの便数が少なくなった。これは、課長も御自身の答弁の中でおっしゃっているところ

ですけれども、このことに対して、町全体の御利用者の方からいろいろなお声を聞いております。

そこで確認させていただきたいのですが、大利根バスの便数が少なくなった理由というか背景というか、もう一度確認をさせてください。

○議長（新井邦弘君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） 大利根交通さんのほうから7月のダイヤ改正につきまして、今年4月下旬に打合せ協議をさせていただきました。そのときには、新型コロナウイルス感染症の影響、また、テレワーク等によりまして、旅客数、利用者数が減少している、また、少子化というのもございまして、その辺の利用者数の減少というのが一番大きい原因ということと認識してございます。

また、ランニングコストのほうは経費のほうが増大いたしまして、公共交通事業者として運営していくにはなかなか厳しい状況というお話を伺いました。特にそのときに、利根町のほうからは、布佐駅の朝の時間帯の運行だったりとか夜間の利用のほうもお願いしたいという話をしていたわけなのですけれども、朝の便につきましては、栄橋のほうの渋滞がありまして定期便運行して布佐駅まで行くと戻ってこられないとか、そういうような部分で運行が難しいというような話を伺っております。夜の便につきましては、先ほど申し上げました、新型コロナウイルス感染症、またテレワーク等によりまして、利用者数が減ってきておりまして、7月のダイヤ改正につながっているというような話でございました。

このような話を受けまして、町全体として、地域公共交通計画の策定をどうしてもしなければいけないのかということで、今回、法定協議会ではない協議会がございまして、その協議会の中で、まず町長にも相談させていただきまして、協議会のほうで承認をいただきまして、今回、条例案と新年度予算のほうに計上させていただいたという経緯でございます。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） それでは、一つ確認をさせてください。

課長のお答えだと、課長はもう十分現場の町民の方のお声を理解されている、そして、町長も同じように理解をされていると認識をいたしました。

その上で、常に公共交通、町公共交通会議の中で検討していただきという表現が複数回あるのですが、私の印象だと受け身的な印象をついつい持ってしまうのですが、このメンバーの中には、町長が担当職員も入れられるようにたしかになっていたかなと思うのですね。ということは、こちらから積極的な働きかけ、要するに能動的な改正をできる可能性もあると思うのです。

その辺に関しては、受け身ではなく能動でお願いしたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（新井邦弘君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） 議員おっしゃるとおり、今回のこの会議におきましては、ふれあいタクシーを管轄しております政策企画課、また、福祉バスを管轄しております保健福祉センター、そのほか、もう一つ福祉課のほうでも該当させていただいてやっているわけなのですけれども、このコミュニティバスの導入とか、ふれあいタクシー、福祉バス、今のままで本当にいいのかという部分につきましては、担当課のほうでデータのほうもしっかり受けておりますので、その辺はしっかり発言をさせていただきながら、あと利用者のほうの方もこの協議会のメンバーに入ってくださいます。民間事業者も当然入っておりますので、その中で、最もよい公共交通になる方向を探りながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） 今、町では、町長の公約にもありましたように、利根町奨学金返還支援補助金、これが若者を町につなぎ止める、そして、今定例会の総括説明の中で、やはり同じように、町長は、結婚新生活支援事業、この創設を目指すということで触れていらっしゃいました。やっとな町でも、本当に若者に光が当たり始めたなという印象を持っています。

この二つの事業のみならず、町全体として、佐々木町長になってから若者に光を当てる、これはインキュベーション施設もやはりそうだと思います。触れられていた家の近くでも、本当に若い女性がシューマイを売ってとても盛況だと。これは、大変うれしいことである一方、公共交通の問題でせつかくの事業が生かし切れない状況が見えているとの印象も否定はできないと感じております。特に、栄橋の渋滞、そして、羽根野台、早尾台の深夜のバスが削減されて、どうしても東京通勤の場合には飲酒も伴う場合がありますので、運転して帰ってくるというのも難しくなってきます。布佐駅からタクシーというの、なかなか予約し切れない現状も現場ではあると思います。

そういったことも含めて、大いにこの公共交通の部分、高齢者の方のみならず、そういった部分の全体的にいい事業をやっているものが生かし切れるような、そういった公共交通体系にしなければ、町としては損失になってしまうとの印象を持っているのですが、全体的に勘案してのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（新井邦弘君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） 議員おっしゃるとおり、全体的なところを見ないと、利根町は特に課題のところを全て洗い出さないと、なかなか公共交通いいものがないというふうに感じております。

先ほど言われました、布佐駅方面もそうですし、夜間のバスもそうでございます。また、高校生になれば、布佐駅まで行く朝のバスがないと行けない、取手方面にバスがないと行けないと、そういうようないろいろな状況もあると思います。また、昼間使う方につきましては、やはり商店に行けないとか、そういう部分もございまして、この間のA Iバス

の見学もさせていただきました。大きいバスでA Iバスにするというのはなかなか難しいですけれども、今あるデマンドタクシーの大きさとA Iバスにすることも可能ですし、巡回バスと町外に行く部分と分けるというのも一つ可能だと思います。その辺は、いろいろその中で協議をしながらいいものをつくっていきたいというふうに考えております。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） この公共交通の課題の解消に関しましては、今回の条例は大きな一歩だと感じています。その上で、やはり町内だけでは解決できない部分が多々あるかと思えます。ここは、町長の外交の手腕にかかっていると思えますので、ぜひともいい方向に生かしていただけますようお願いをしたいと思います。

そこで、今課長からA Iバスのお話がありましたので、そのことに関してお尋ねしたいと思います。

公共交通の運用に、スマホを活用してA Iバスを運行する自治体もありますが、スマホ操作に苦手感を覚える方もまだまだ少なくないと考えます。さきの定例会にて担当課長からは、県の行うデジタル活用支援推進事業に手を挙げ、高齢者向けのスマホ講習会の開催を目指す意向を伺いました。その進捗状況と今後の対応をお伺いいたします。また、年齢を問わず苦手感を覚える方もいらっしゃるのではと考えます。高齢者向けスマホ講習会の受講対象者以外の方に対する対応についてもどのようなお考えをお持ちなのか、お伺いいたします。

○議長（新井邦弘君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） それではお答えをさせていただきます。

デジタル活用支援推進事業につきましては、国のほうが県のほうに補助金を出しましてやっている制度でございます。茨城県の中で、携帯ショップの事業者がないような箇所の自治体に対しまして、地域のほうの地域連携型ということで支援をいただく制度でございます。これは来年4月、もうすぐなのですけれども、4月にまずは募集の期間がございまして、利根町のほうで、それはまず募集の手を挙げさせていただきます、それが通りましたら茨城県と調整しまして、公民館だったり利根町の役場だったり場所をお貸しして、スマートフォンだったりパソコンの講座をやっていただく予定でございます。

このスマートフォンの活用の応用講座に加えまして、電源の入れ方やインターネットの使い方、基本操作のほうの講習も可能となっております。大体多いところは、高齢者を対象としたスマホ教室ということでございますが、利根町の場合には、高齢者のみならず初心者の方も一応入れたいと思っておりますが、その名称につきましては、どのような高齢者のスマートフォン講座にするのかというのは、今検討している段階ではございませんので、幅広くデジタルデバイドのほうを解消させていただきたいというふうに考えております。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） この事業は、国の財源で県が行うと理解してよろしいのですか。

○議長（新井邦弘君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） こちらのほうは国が行う事業で、県が間に入っているものです。ですので、市町村としては、まず手を挙げさせていただいて、やりますという形で決まれば、あとは場所の提供と、あとは募集をかけるという部分になってございます。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） 今回のマイナンバーカードでも、本当にこのスマートフォンの操作というのが、高齢者の方のみならず、私も高齢者ですけれども若いほうの高齢者なので、とても苦手です。マイナンバーカードをつくるに当たっても、パートナーにつくってもらったという現実、また、私の友人も多くが息子、娘につくってもらったとおっしゃる方が大勢いらっしゃいました。

そこで、現場のニーズはこれだけあるということは、マイナンバーカードでも分かったと思うのですね。あとは募集をかけるかけ方、そして町民の方が足を運びやすい環境をつくること、ここがとても大事なポイントになってくると思います。そして1人でも多くの方にきめ細かいレクチャーというか、指導というとおこがましいですけれども、きめ細かく操作をしていただける。そうすることによって、AIバスのみならず、マイナンバーカードのみならず、これからどんどん発展していくであろうAIに、町民の方がついていくという言い方もおこがましいですけれども、足並みをそろえていけるような気がするのです。そのことは、将来的には頭を使わなければなりません。指先も使わなければなりません。

ということは、活性化にもつながるし、健康寿命もメンタルの面も伸びていくのではないかなとそんな期待も持ちますので、ぜひともいい形で講習ができるようにと念願をするところですが、規模的なものはもうお分かりなのでしょう。まだ何も不透明な状況ですか。

○議長（新井邦弘君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） 昨年度行っている自治体を見ますと、大体10回程度講習会のほうを開催してございます。利根町のほうでもその辺10回程度、できれば公民館、役場、生涯学習センターといろいろな場所を変えてやらせていただけたらと思います。

もともとはこれは、マイナンバーカードの申請方法とか、そういう部分の事業ではあったわけなのですけれども、今回せつかく利根町でやらせていただけるということで、行政アプリだったりとかそういうものを入れていただいて、自分たちで利便性、便利だねというのを感じ取っていただくような、できればそのような講習にさせていただきたいと考えております。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） 住民の方が一番足を運びやすいのはどこかと考えたときに、各自治会館のようなところがある意味一番行きやすいかなと、歩いていくこともできますし、行き慣れているから、気持ち的にもプレッシャーも少ないのではないかなと思います。ただ、Wi-Fi環境とか、県とのいろいろな条件等々もあるかと思いますが、このことは現場の意見の一つとして、頭の隅に置いておいていただければ結構です。

それでは次の質問に移らせていただきます。

HPV、子宮頸がんワクチン接種における副反応の相談体制について。

昨年12月の定例会にて、子宮頸がんワクチン接種の取組についてお聞きいたしました。町としては、国の推進に呼応し、予算の確保や啓発、事前相談等に取り組み、御尽力いただいていると認識しています。ワクチン接種に対する積極的勧奨が再開され、厚生労働省の審議会では、9価ワクチン定期接種化の有効性が副反応のリスクを上回ると認められ、その実施が決定されたことを明らかにしております。諸外国と比べて、子宮頸がんの罹患率、死亡率が高い水準にあることも背景にあり、接種率の向上を期待するものの、ワクチン接種は個人や御家族の判断に委ねられています。

厚生省では、HPVワクチンの接種後に副反応が疑われる患者のために、診療や相談体制の強化を図る新事業を2022年度から進めております。副反応が疑われる患者を受け入れ、地域の診療の中核的な役割を担う協力医療機関が、昨年11月時点で全国88か所整備されてきました。新事業では、この中から全国8ブロックごとに1か所以上の拠点病院を選定し、そこでは地域の協力医療機関への診療支援や自治体などとの連携のハブ役を果たしていくとされています。専門家によるワクチンの安全性の調査研究も継続的に続けられ、その調査によれば、積極的勧奨の再開前2022年3月と再開後同年4月以降で、副反応の疑いのある新規患者数に大きな変化は認められないと新聞等でも報道されています。

町として、国の方針に合わせHPVワクチン接種の積極的勧奨を進める中、副反応が疑われる患者のための相談体制を強化し整備するべきと考えますが、どのような取組をされているのか、お伺いいたします。

○議長（新井邦弘君） 狩谷保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（狩谷美弥子君） 副反応に関する対応でございますが、事前に厚生労働省作成のパンフレットを対象者に送付し、情報提供を行っているところでございます。これには、接種により体調に変化があった場合や医療、救済などに関する相談先が記載されておりますので、接種前に確認していただくことをお勧めしております。

接種後の相談体制ですが、体調に変化があった際は、まず、かかりつけ医や接種医に御相談いただくこととなります。町では、対象者や保護者から相談があった場合、保健福祉センターが相談を受け、必要に応じ接種医療機関や関係機関につなげてまいります。

なお、医療機関や町以外の相談窓口でございますが、厚生労働省では予防接種全般について、茨城県保健医療部では医療や救済に関することについて、それぞれ相談を受けるこ

とになっております。また、接種前に不安を感じる方への相談体制も整えてございます。事前に送付するパンフレットに、子宮頸がん発症の仕組みと治療、がん検診の必要性、ワクチン接種の効果とリスク、健康被害等が記載されており、それをお読みいただき、相談がある方への対応は保健福祉センターで行っております。

なお、基礎疾患をお持ちの方は、事前にかかりつけ医に御相談いただきたいと思っております。

いずれにしましても、子宮頸がん予防ワクチンの接種後に副反応が疑われる症状が出た方への相談に対しましては、その内容に沿った丁寧な対応に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） 今、課長のほうから事前相談の話をいただき、とても安心感が募りました。実は、事前相談が個別にきめ細かく丁寧に案内をされているということは理解をしていたのですが、改めて伺って、とてもデリケートな内容ですので、本当に親切というか、丁寧な対応をいただいているということで、安心感が募りました。

やはり、打った後の副反応の疑いは結果論になりますけれども、打つ前にどうするかと決めることのほうがより重要な対応だと思っております。その上で、今、課長からお話があったような対応されているということですので、このまま望ましい対応を続けていただきたいと思っております。よろしいですか。

それでは次の質問に移らせていただきます。

子育て支援について。

昨年12月に参院本会議で可決成立した2022年度第2次補正予算には、物価高騰や子育て支援策などが盛り込まれました。子育てに関しては、支援が手薄なゼロ歳から2歳児に焦点を当て、妊娠・出産時に計10万円相当の給付による経済的負担の軽減とともに、妊娠時からの伴走型相談支援を一体的に実施するため、出産・子育て応援交付金が創設されました。伴走型相談支援は、全妊婦を対象に、妊娠期から出産、産後、育児期まで一貫して寄り添う相談体制を整備し、様々なニーズに即した支援につなげるとしています。また、経済的負担の軽減に向けては、妊娠届と出生届を提出した際、それぞれ5万円相当の支援実施を想定し、昨年4月以降に出産した方に給付するとしております。この支援は、育児用品の購入や産前産後ケアサービスなどに利用でき、具体的な支援策は各自治体に委ねられております。現金でもクーポン券などでも可能であると聞いております。

伴走型相談支援体制の整備と妊娠・出産で計10万円相当の支援における町の対応をお伺いいたします。

○議長（新井邦弘君） 狩谷保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（狩谷美弥子君） 妊娠時からの伴走型相談支援と出産・子育て応援給付金の一体的実施事業は、妊娠、子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備のため、新設された国の事業です。町では、国の施策に合わせ事業を開始できるよう

準備を進めているところでございます。

伴走型相談支援では、妊婦とゼロ歳から2歳の低年齢期のお子さんを持つ子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談を行うとともに、必要な支援につなぐ取組を行います。妊娠中の面談は、妊娠届出時と妊娠8か月前後の2回で、それぞれの時期に合わせた妊娠期の過ごし方、各種手続、利用できるサービスなどを一緒に確認、検討を行い、必要な支援内容を提案いたします。出産後は、新生児訪問の際に面談を行い、出産後の見通しや過ごし方、育児等について確認いたします。養育者の状況等に応じて、産後ケア事業、一時預かり事業、病児保育など必要なサービスの利用について御案内し、安心して子育てができるよう支援を行うものでございます。

出産・子育て応援給付金は、妊娠届をした妊婦と出生した子の養育者に対し、出産・育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担など経済的負担の軽減を図るものでございます。町では、妊娠届をした妊婦と出生した子供の養育者を対象に、それぞれ現金で5万円を給付いたします。この給付金は、令和4年度当初に遡り支給されますので、令和4年4月1日以降に妊娠届をした妊婦と出生した子供の養育者も対象となります。給付金に係る経費につきましては、本定例議会の一般会計補正予算に計上してございます。

今後の予定ですが、補正予算が可決された後、対象者には3月中に必要な書類を送付し、給付に必要な申請手続が終了した方から順次、支給できるよう準備を進めているところでございます。

なお、出産・子育て応援給付金の補助率は、国が6分の4、県が6分の1、町負担が6分の1でございます。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） 丁寧な説明をお聞きいたしまして、新生児の訪問や育児等の確認、産後ケア、利用できるサービスの御紹介、御案内等々、これはもう既に、保健福祉センターとしては実践をされている内容ではないかなと思います。

町では、御存じのように、40人、時には30人後半しか、現在、子供が生まれません。小学校を統合して、この4月から複式学級を避けることができたことは大変うれしいと、望ましい結果だと私は思っております。この40人生まれるか生まれないかの赤ちゃんのケアを既にやっけていただいている部分で、新たに国から来たということは、改めて見直すという意味も含めて、より望ましいケアというか、サービスの提供に努めていただければと感じております。

この妊娠・出産で計10万円なのですが、昨年出産した若いママさんにお目にかかったときに対象になるのでしょうかと聞かれたので、なると思いますとお答えをして、今課長の答えで間違いなくいただけるのだなと思いました。そして、本当はクーポンなどを発券して、町内で消費できれば、町内の活性化にもつながるかなどと思っはいたのですけれど

も、妊娠・出産で必要なものを売っているお店がなかなか町内には残念なことに見当たらない部分もあるので現金にされたのかなど、そのような印象も持っております。若いお母さんに光を当てていただけることは大変望ましいことなので、今後も現場いい方向に行きますことを念願したいと思います。

課長のほうから何か補足することございますか。

○議長（新井邦弘君） 狩谷保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（狩谷美弥子君） 船川議員からお声がけいただきましたので、補足させていただきます。

この給付金5万円、5万円の対象者ですが、所得制限はございませんので、妊娠届をした妊婦、そして出生したお子さんを養育する御家庭に5万円、5万円で合計10万円の給付をさせていただきます。

また、本町におきまして、現金という選択肢をいたしました。これにつきましては、育児用品、妊婦の衣服とかそういうだけの利用目的ではなくて、もしかして妊娠、妊婦健診のときにタクシーを使った、妊娠の検診も実は毎回のたびに実費負担が、町からも助成をしておりますが、実費負担が生じます。出産した後も産後ケア事業などの公的なサービスを自己負担が発生しますので、そちらにもお使いいただけるように、現金給付という形にさせていただきました。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） 現場のことをよく考えての現金ということで、大変よく理解をいたしました。

それでは次の質問に移らせていただきます。

利根町まちなか・商店街活性化事業について。

2022年11月24日、利根町チャレンジショップに、楽しみにしていた第1号店舗がオープンしました。利根ニュータウン商店会、旧シャロンをインキュベーション施設として整備し、チャレンジショップ、インフォメーションセンター、コミュニティスペースなど複合的な用途に対応させていくとの姿勢を示されておりました。しかしながら、チャレンジショップがオープンし、2023年2月6日に休業とお聞きし、とても残念に思っております。3か月間も過ぎずに休業とのこと、今後の取組に大きな課題を感じます。

そこで、インキュベーション施設の現状と今後の対応についてお伺いしたいと思います。これは休業ではなくて閉店ということをお伺いしておりますので、その部分を付け加えさせていただきます。今後の対応についてお伺いいたします。

○議長（新井邦弘君） 清水まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（清水敬子君） チャレンジショップについてでございますが、議員おっしゃるとおり、第1号店は2月28日をもって閉店いたしました。最長1年間という期

間のうち、約4か月間の営業ではございましたが、チャレンジショップへ出店していただいたことにより、議員御指摘のとおり、施設運営に関して多くの課題や改善すべき点が見えてまいりました。

まず、施設の管理上の問題では、0→1BASE（ゼロワンベース）には、チャレンジショップのほか、インフォメーションスペースも設けてありますが、お店の定休日や臨時休業のときにはインフォメーションスペースの機能が果たせないという点がございました。

次に、営業日数でございますが、現在の要綱ではおおむね週4日以上となっておりますが、出店を検討されている方からの問合せや内覧された方からは、現在、仕事を続けながら、例えば週に1日から2日、または週末だけなら出店したいというような意見も聞かれ、週4日以上営業することが難しいという理由で申請までに至らなかったケースがございました。

議員御質問のインキュベーション施設の今後の対応についてでございますが、現在施設は閉まっている状況ですので、先ほど述べました課題等を早急に対応し、施設の利用方法を再検討しているところでございます。具体的には、利根町起業塾の塾生や卒業生などの意見も取り入れ、起業塾との連携を強め、起業塾の卒業生や起業を目指す方が利用しやすい施設とするほか、インフォメーション施設として、またコミュニティ施設としての活用についても併せて検討しているところでございます。

○議長（新井邦弘君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 商店街の活性化や空き店舗問題につきましては、経営者の高齢化、後継者不足、さらに郊外型大型店舗が近隣地域に立地するなどにより、閉店か廃業する店が増え始め、既に20年以上が経過しております。残念ながら、これまでこうした課題にほとんど手を打ってこなかったという現状がございました。その結果、商店街は今ではシャッターが閉まっている店舗も多く、老朽化も進み、中には住居や物置として使用されることで店舗ですらなくなってしまっている物件も多数ございます。

しかしながら、近年は、起業意欲のある若い方が空き店舗を利用するなどしてお店をオープンさせ、その結果、町外からもお客さんが来るような人気店となっているところも出てきております。このような状況を踏まえ、町では、再び商店街に人の流れをつくり、活気とにぎわいを取り戻すため、新たな起業家を呼び込む施策として、まちなか・商店街活性化事業を新たな取組としてスタートさせたところでございます。

先ほども申しましたとおり、今まで手をつけてこなかった事業でございますので、すぐに結果が出るものとは考えておりませんが、実際にこの事業を始めてみて、町としても多くの課題や問題点が見えてきたとともに、当町での起業意欲を持つ若い方たちが多くいることを知ることができました。まちなか・商店街活性化事業で御指導をお願いしている専門家の方からも、この事業は、ただ単に空き店舗を埋めるだけでは続かない。まずは、利根町が起業家に選ばれるまち、起業家がお店を出したいと思えるまちにならなくてはいけ

ない。そのためには、若い方たちにとって魅力あるまちに変えていくことと利根町への起業意欲を高めるための取組が必要と言われております。

まちなか・商店街活性化事業で行っている若者会員，とねまち未来ラボや利根町起業塾，そして，チャレンジショップ事業は，そのための下地づくりでございます。そして，少しずつではありますが，その成果は現れてきていると感じております。今後も様々な課題や問題に直面するとは思いますが，それらを一つ一つ解決して，よりよい事業にし，将来の利根町が少しでも活気あるまちになるよう事業を進めてまいります。それが，まち未来創造課を創設した理由の一つでございます。今後とも御理解，御協力のほどよろしくお願いいたします。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） 町長自ら答弁をしてくださって，光栄に感じます。もちろん御理解，御協力させていただこうと思っております。

その上で，せっかく最高責任者である町長が発言をしてくださったので，幾つかお聞きしてもよろしいでしょうか。

先ほど起業家がお店を出したい町にするという，そのように町長おっしゃいました。全くそのとおりだと思います。その第一歩として，私は，どうしてもこの起業家がお店を出したいということは，お店を出せる空き店舗がなければ前へ進まないのではないかなど，この事業が始まったときから言い続けていることでございます。

まずは一つ目，町長，空き店舗の対応はどのようにお考えですか。

○議長（新井邦弘君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 空き店舗バンクというのをつくってありまして，今，職員がいろいろな方たちと交渉しながら歩いているところです。白鷺団地，ニュータウン，ニュータウンは結構借りられてしまっているのですが，あとは羽根野台団地，早尾台，もえぎ野の辺りもそうなのですが，結構探すと細かいものがたくさんあります。駐車場の問題等もあって外れる場所もあるのですが，少しずつでも前に進むように考えております。

常日頃から考えていることなのですが，楽しくなきゃ，楽しく利益を上げるのが商売ですから続くわけですが，ある程度の，若者会議ではないのですが，人たちが集まって，商売の話をする，ビジネスの話をする，その中にいろいろなヒントが生まれてくるのではないかなど。徐々にそういうのが盛んになってきて，木更津のほうではやっていますけれども，起業家の若い方が毎週土曜日にたくさん集まってきて，そういう話をしながら，いろいろなところに散っていくというような感じですが，そういうところを目指したいと考えております。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） 今，私が町長に質問したのは，空き店舗の対応なのですが，空き店舗の対応に対しては，空き店舗バンクのお話をされて，町内のこのシャッター

が下りている商店を幾つか具体的に御紹介をされました。空き店舗バンクにどのくらい登録してあって、どのような動きがあるのかは、この場ではお聞きいたしません、現実問題として、これもきちんと進めていかなければ動きが見えてこないかなと思います。バンクに登録することも大事ですが、景観を整えていくことも大事なのではないかなと、まずはそんな印象を持っております。

それと、先ほど今まで手をつけてこなかった、確かにそういう部分もあるかもしれませんが、手をつけてこなかったところに手を入れる、手の入れ方も、町の財源を使ってやるわけですから、いろいろな方のいろいろな考え方があってしかるべきだと私は感じています。町長にはこれ以上この場では今日はお聞きいたしません、また改めてお尋ねをしていきたいと思っています。

そこで、担当課長に伺いたいのですが、町内の起業家というワードが出てきましたが、実は私はある友人の方にお聞きしたところ、今、千葉のほうとか大きなショッピングモールのようなものができてきて、とてもそういった大きい集合的なマーケットには行くけれども、小売店のような血の通ったコミュニケーションが取れるような店舗をやりたいということで、利根町に来て起業された方のお話をちょっとさせていただいたと思うのです。

要するに、町外にどれだけ利根町にウエルカムなんだよということをアピールするというような、そんなお考えはお持ちでしょうか、お伺いいたします。

○議長（新井邦弘君） 清水まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（清水敬子君） 町外へのアピール、PRにつきましてでございますが、現在、課題、問題等洗い出しをしたところ、町外へのPRが不足しているというような課題が見えてまいりました。今後ではございますが、これから町外へのPR、近隣の市役所、商工会議所、商工会、あとは、そのほか関係店舗等に関してお願いをしていきたいなど考えております。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） 本当にこの事業を続けていくのであれば、そこは一つのポイントだと思います。なぜならば、この賃貸料も安価だと思います、利根町の場合は。それで内容によっては、例えばチャレンジショップで、これから利根町でお店を開こうと思うのであれば、ワンコインとまではいきませんが、主婦がランチに気軽に1週間に2回ぐらい行っても家計にそれほど大きなひびが入らない、影響がない、このくらいだったら私も旦那さんに内緒で行ける、そういったこの価値観というか、ニーズを見ながら対応していくというのも一つの追い風になるのではないかなと感じております。

このチャレンジショップに関しては、せっかく大きな予算を使って、また今回もチャレンジショップに対する予算も出てくるのかなと思いますけれども、予算をかけることを物申すわけではありませんが、せっかくここまでお金と心を費やしてやってきたのであれば、いい方向に少しで進めるように方向転換や新たな取組を入れることもとても大切だと思

ます。

あの場所をあのまま空けておくこと自体、町民の方は皆さん注視していると思います。また、だからといって、職員を常駐させることも、これもまた次の課題も見えてくる可能性もあるかと思えます。いろいろな対応を柔軟的に考えなければいけない取組の大変な責任者になられた課長でありますけれども、先ほど町長がおっしゃったように、理解と協力をさせていただきたいと思えますので、ぜひ、いい方向に行かれますことをお願いいたします。

これで、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（新井邦弘君） 船川京子議員の質問が終わりました。

○議長（新井邦弘君） 以上で、本日の議事日程は終了しました。

明日3月8日午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでした。

午後3時03分散会